

副市長・総務担当部長会議 会議録

平成 30 年 1 月 26 日（金）10：30～15:55

長野県自治会館 2階 大会議室

1 開 会

（百瀬事務局次長）

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、副市長・総務担当部長会議を開会させていただきます。

本日の会議は、お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

はじめに、市川事務局長から御挨拶を申し上げます。

2 挨 拶

（市川事務局長）

改めまして、皆さんおはようございます。1月も終わろうとしているこの時期でございますが、多くの副市長さん方には、今年、はじめてお会いするかと思います。謹んで新年の御挨拶を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の副市長・総務担当部長会議は、事務局の開催ということでございますので、例年どおり私から一言、開会の御挨拶を申し上げたいと思います。

暦の上では10日もすれば立春でございますが、長野県では、大変寒い時期を迎えております。特に、今週は全国的に寒さが厳しく、降雪量も多くなっているところでございますが、私自身も年齢を重ねる度に寒さが身に染みている今日この頃でございます。やがて来るであろう春を待ち遠しくしているところでもございます。

各市におかれましては、この時期は新年度予算の最後の追い込みでお忙しい中ではありますが、本日の会議には全副市長さんが御出席ということでございます。感謝を申し上げます。

とかく忙しさに紛れますと疲労を感じるわけでございますが、小説家の開高健の言葉に「精神の疲労はアルコールを求め、肉体の疲労は甘味を求める」、このような言葉がございます。非常に当たっているのではないかなと思っているところでございますが、皆さん方はいかがでしょう。

かく申し上げましても、過度にアルコールあるいは甘味を取りますと健康にもよろしくないのではないかなと思っておりますので、御自重いただければと思っております。

いずれにしましても、健康は自分持ちでございますので、心身共に健康で業務に携われるように御自身でコントロールをお願いしたいと思っているところでございます。

さて、この副市長・総務担当部長会議でございますが、いわゆる事務研究会とは異なり

まして、各市提出議題の実質的な審議を行っていただくことが一義的な開催目的でございます。この審議がしっかりと行われているからこそ、総会におきまして、原則として個々の議題の審議は行わず、一括審議ということで簡略化し、一定の時間内に総会を終わらせることができているわけでございますので、本日もよろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

昨年の12月に天皇陛下の退位、皇太子様の新しい天皇への即位、新しい元号の施行日などが決まりました。退位は、1817年以来、約200年ぶりとのことですが、平成も、31年、2019年4月をもって終わりということになりました。

関連儀式などに要する期間、統一地方選などの慌ただしい時期を避けることなどからこの時期に決まったようでございます。新しい元号が何になるのか、暦業界のみならず関心事ではありますが、議題の中におきまして、平成32年あるいは33年などの表記につきましては、統一的に西暦に変更させていただいておりますので、御了承をお願い申し上げます。

私が事務局長に就任して以来、この時期の副市長・総務担当部長会議における挨拶におきましては、これまで、その時々全国の市長会における取組や税制改正等の国の動きなどについても触れてきたところでございますが、本日は、挨拶も簡略化させていただきまして、議題審議の時間等に配分していきたいと思っております。

終わりに、本日の会議ですが、4月に開催いたします第142回市長会総会に提出します各市提出議題の審議の他、事務局提出議題の協議などを予定してございます。ほぼ一日に及ぶ会議となりますけれども、熱心な議論が行われまして有意義な会議になりますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく申し上げます。

3 来賓挨拶

(百瀬事務局次長)

続きまして、本日は、お忙しい中を御出席いただいております長野県企画振興部市町村課長、竹内善彦様から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(竹内市町村課長)

おはようございます。市町村課長の竹内でございます。

本日は、19市副市長・総務担当部長会議にお招きをいただきましてありがとうございます。皆様方には、日々、住民福祉の向上と地域の振興に多大な御尽力をいただき、心から敬意を表するところでございます。

また、県政の推進に対し、格別な御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

せっかくの機会でございますので、市町村の行財政に関する国の動き等につきまして御報告、御依頼を申し上げます。

昨年末に平成 30 年度地方財政対策が決定されまして、一般財源総額につきましては、前年度を上回る 62.1 兆円とされたところでございます。概算要求時点では、地方交付税の減少あるいは臨時財政対策債の増加が見込まれたところではありますが、様々な手段を最大限活用いたしまして、地方交付税の減を抑えつつ、臨財債は前年度から減少したものとなっているところでございます。

また、歳出につきましては、喫緊の課題である公共施設等の老朽化対策をはじめ、適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費が拡充されましたほか、まち・ひと・しごと創生事業費につきましても引き続き 1 兆円が確保されたところでありまして、地方に対する一定の配慮があったものと受け止めているところでございます。

地方の一般財源総額につきましては、平成 27 年度に閣議決定されました骨太の方針におきまして、30 年度までは 27 年度の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するとされていたところでございますけれども、31 年度以降の取扱いにつきましては、今後、地方の基金残高に関する議論も含めまして、厳しい折衝が予想されるところでございます。各市におかれましては、このような動きを念頭に置きながら適切な財政運営を行っていただくとともに、様々な機会を捉えまして国への要望など、御対応いただければと考えております。

本日は、様々な議題につきまして皆様と意見交換をさせていただける大変貴重な機会を頂戴いたしました。日頃から基礎自治体として市民の声を肌で感じつつ市政を支えておられる立場から、忌たんのない率直な御意見をお聞きしまして、今後の県行政に生かしてまいりたいと考えております。

最後に、本日の会議が実りあるものになることを御期待申し上げますとともに、御参集の皆様のますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(百瀬事務局次長)

ありがとうございました。

本日、縣市町村課から御出席いただいております皆様で、ただ今御挨拶をいただきました竹内課長様以外の皆様を御紹介させていただきます。

長野県企画振興部市町村課課長補佐兼行政係長、近藤浩様。

(近藤縣市町村課課長補佐兼行政係長)

どうぞよろしく願いいたします。

(百瀬事務局次長)

同じく、行政係担当係長、松山順一様。

(松山県市町村課行政担当係長)

よろしく申し上げます。

(百瀬事務局次長)

同じく、行政係主事、石井智佳様。

(石井県市町村課行政係主事)

よろしくお願ひいたします。

(百瀬事務局次長)

県の皆様には、後ほど議事におきまして御助言等をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

次に、本日の副市長・総務担当部長会議であります。会議録をホームページ上で公開する会議としております。事務局におきまして作成した会議録を、出席者等に確認させていただいた後、市長会ホームページに掲載させていただきますので、御承知お願ひいたします。

続きまして、会議予定についてお知らせいたします。この後、次第に従いまして、各市提出議題の審議を行います。

議題審議につきましては、1議題当たり6分程度を見込んでおりまして、午前中に11件の議題について審議をお願ひし、終了後、昼食の予定となっております。

昼食会場は、このお隣となりますので、お願ひいたします。

お席につきましては、特に指定しておりませんので、適宜、お座りいただきますようお願いいたします。

昼食後、午後1時から会議を再開し、残りの各市提出議題15件の審議、意見交換及び事務局提出議題からその他まで、午後4時頃をめぐりに会議を終了する予定でございます。長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

4 新任副市長紹介

(百瀬事務局次長)

続きまして、昨年7月7日に開催されました副市長・総務担当部長会議以降に就任されました方を御紹介申し上げます。恐れ入りますが、お名前を申し上げますので、自席にて御起立いただき、一言、御挨拶をお願ひいたします。

安曇野市副市長、中山栄樹様、平成30年1月1日の御就任でございます。

(中山安曇野市副市長)

皆様、おはようございます。ただ今、御紹介いただきました、1月1日付けで市長から副市長の拝命を賜りました中山栄樹と申します。先ほどお話がありましたが、予算査定等

で、まだ足が地についていない状況でありますけれども、皆様方の御協力、また御指導をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5 座長選出

(百瀬事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、次に、座長の選出に移ります。座長につきましては、慣例によりまして長野市の樋口副市長様にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(百瀬事務局次長)

ありがとうございます。それでは、樋口副市長様、前の方へよろしくお願いいたします。

(樋口座長)

改めまして、長野市の副市長の樋口でございます。御指名でございますので、座長を務めさせていただきます。円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。

会議の進め方でございますけれども、皆様、何度も同じ会議を行っていただいておりますので改めて申し上げるまでもございませんが、各市から提出されました議題の審議に先立ちまして、事務局が「提案要旨」の朗読を行います。その後、提案市から補足説明がございましたら御説明をお願いするというところでございます。

その後におきまして、県の御意見をお聞きした上で質疑等を行いたいと存じますので、御意見等がある方においては挙手していただいて御発言をお願いしたいと思います。

それから、議題番号の5番、6番、9番、11番、12番、16番、17番、23番、25番の計九つの議題でございますけれども、午後から県の担当職員の方がお見えになりますので、これについては午後に回させていただきます。それ以外につきましては、この順番に沿って進めますので、よろしくお願いいたします。

それから、国・県への要望事項などにつきましては、4月19日に開催予定の第142回市長会総会への副市長・総務担当部長会議からの送付議題とする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

6 議事

I 各市提出議題

議題1 合併特例債適用期間の再延長について

(樋口座長)

それでは、早速、審議に入らせていただきます。

はじめに、議題の1番、上田市さん提案の「合併特例債適用期間の再延長について」を議題といたします。事務局から提案要旨の朗読をお願い申し上げます。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。提案要旨を朗読いたします。

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興事業の実施のため、合併市町村特有の財政需要と現下の建設事情を取り巻く状況に鑑み、合併特例債適用期間の再延長を要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

提案された上田市さんから補足説明がございましたらお願いいたします。

(井上上田市副市長)

それでは、お願いいたします。

御承知のとおり、特例債の期限は、15年間あったわけですが、今国会の議員提案で再延長というお話もお聞きしております。そのような状況ではありますけれども、上田市の場合、まだ未使用の部分がありまして、ぜひとも更に延長をお願いしたいということで、私どもも、まだまだ庁舎の建て替え等々の行政事情がございますので、特例債の延長をぜひお願いしたいということで、今回、提案させていただきました。よろしくお願いいたします。

(樋口座長)

県から御発言をお願いいたします。

(竹内市町村課長)

はい。今、提案説明にもありましたように、合併特例債の適用期間につきましては、議員立法による法改正の動きがございます。先週の新聞報道によれば、自民党は、総務部会で発行期限を5年間延長する方針を固め、22日召集の通常国会で議員立法による法改正を目指すというところがございます。

県といたしましても、今後それらの動向を注視してまいりたいと考えているところがございます。

(樋口座長)

ただ今の県の御発言も含めまして、質問あるいは意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

同様の御事情を抱えている市もあろうかと思うのですが、もしありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

千曲市さんは、その辺りは問題ないのでしょうか。

(山本千曲市副市長)

千曲市の場合は、ちょうど30年度が合併から15年目ということで、5年間の延長で何とか救われた感じで庁舎の建設などに当たっているところでございます。当市におきましては、合併特例債は、今、庁舎に全額を使い切るような形で、何とか30年度内に事業が終わるように努力しているところではあります。この提案理由にありますように現下の建設事情などもございますので、また延長できれば有り難いかなと思っているところでございます。

(樋口座長)

他にいかがでしょう。

御意見が無いようでございますが、特別、積極的にこの上田市さんの御提案に反対するものは無いだろうと思っておりますので、原案どおり採択することに御異議ございませんでしょうか。よろしいですね。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

はい、それでは、御異議がないようですので、本件は、原案どおり市長会総会議題に提出することといたします。

議題2 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度の拡充について

(樋口座長)

次に、駒ヶ根市さん提案の「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度の拡充について」を議題といたします。事務局から提案要旨の朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は国でございます。提案要旨を朗読いたします。

地方創生応援税制は、自治体の財源確保に向けては大変有効な制度と考えている。しかしながら、原則的に寄附金は寄附受領年度事業でなければ充当することができない。

複数年度にわたる事業実施に向けては、基金造成による積立での事業取組が有効であるが、現行制度では寄附額と同額以上の単独費とともに積み立てる必要があるため、この単独費を必要としない基金造成を可能とするよう制度の拡充を要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

提案されました駒ヶ根市さんから補足説明をお願いします。

(堀内駒ヶ根市副市長)

はい。補足といいますか、趣旨が一時的に少し変更になりましてすみませんでした。いわゆる基金造成が当初はできないというようなことで提案させていただきましたけれども、基金造成はできるのですが、駒ヶ根市の場合は登山道と山小屋を全額ふるさと寄附金でやろうということでやったのですけれども、単年度でお金が全部集まるわけでもないし、集まったお金で単年度に事業を全部できるわけでもないということもありまして、何とか基金造成をして現場に合う使い方をしたいというような話をしていたのですが、同額の単費が必要になるということでありまして、なかなかできなかったという経過がございました。

なぜ単費を積み立てなければいけないのかということで、うちの総務部が内閣府に聞いたところ、奨学金返還支援基金を想定してこの基金制度を作ったということで、企業版ふるさと納税だと故郷に戻ってくる学生が半分ぐらいしかいないのではないかということで、担保するために全額をやってしまうと、基金で支援した学生がふるさとに戻ってこなければ趣旨と違ってしまうということで、単費を同じ額積み立てて、その中から出して2分の1を充当するという趣旨ということでございまして、われわれは登山道整備ということで考えていたのですけれども、そのような事業に使う場合には全くそのようなことは関係ない話になりますので、基金へ積むことを、ぜひ、単費も当然必要ないことになりますので、そのような制度を作っていたいただきたいということが趣旨でございます。よろしく申し上げます。

(樋口座長)

はい、県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

はい、今、提案説明にありましたとおり、本提案につきましては、通常の寄附とは異なりまして、地方再生・地方創生に効果が高いとされる事業に確実に充てられる必要があることから、原則的には、事業完了後に事業費が確定した段階で、事業費の範囲内で受領をすることをもって対象事業に充てるための寄附であることを担保すると、そのようなことになっております。従って、寄附というものはなかなか例外的なもので、今の提案説明に

ありましたとおり、基金造成については、後年度負担金が確定している奨学金返還支援事業に限り認められているということで、その要望の趣旨に沿った制度の見直しは難しい状況だと聞いております。

ただし、本税制は、昨年度から利用が始まったところをございまして、今後、国としても、地方公共団体や企業から運用上の課題を把握する意向があるとも聞いております。そのようなことから地方創生を実現するためにも民間企業の参加が不可欠でございますので、より参画しやすい制度となりますよう、県といたしましても各種機会を通じまして御要望の趣旨を国に対して伝えてまいりたいと考えております。

(堀内駒ヶ根市副市長)

そうしますと、企業の決算時期などいろいろとありまして、昨年も例えば1月ぐらいで1,000万円寄附するというような話が出てきて、お金が入ってくる時期の問題と金額の問題、それで実際に使いたい事業を実施できる時期などと全くずれてしまうということがありますので、基金に積んで全額を使わなかった場合はどのようにするかという指導は当然あるようなので、それはもちろん問題ないかもしれませんが、今の状態であると非常に使いにくい制度であるということをぜひ伝えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(樋口座長)

今の県の御意見、それからまた駒ヶ根市さんのお話を受けて、他市からいかがでしょうか。

(田丸東御市副市長)

東御市も、この制度を使わせていただこうと思っておりますが、この制度は、平成31年までの地域再生計画を内閣府に上げまして、その範囲で税制優遇を受けることになっております。経年の数年間にわたる事業なのですけれども、税制の優遇措置は単年度でしかない、ここにこの制度の使いにくいところがあるのかなと思っております。

先ほど駒ヶ根市さんからお話がありましたように、決算年度やその年の会社の状況によって、ぎりぎりの時期になって寄附をされましても事業枠を決めてありますと、それ以上頂くことができなくなります。そのことは、計画が3年間であれば、3年間の中で優遇措置を受けられるようにしていただくことが大事かなと思うのですが、これは、総務省と内閣府でそれぞれ行っております措置ですので、私どもも国にいろいろとお尋ねをしておりますが、なかなかうまくいかない状況にありまして、その辺りのことを併せて御要望いただければと思っております。よろしくお願いたします。

(樋口座長)

他にいかがでしょう。

よろしいですか。基本的には、先ほどお話がありましたけれども、駒ヶ根市さんが想定しているようなケースをこの制度そのものが想定していないのですね。もう1点申し上げると、基本的には寄附する側の企業の事情についてのしん酌が無いと思うのですね。だから、その辺りを十分に考えていただいて、寄附する側と使う側の事情などが違うわけですので、その意味ではもう少し使いやすい制度になるように、せっかく始めてもらったわけですから、先ほども県から話がありましたけれども、そのような趣旨で県からも国に要望していきたいという御発言をいただきましたので、本件につきましては原案どおり採択することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

はい、ありがとうございます。御異議ございませんので、本件を原案どおり市長会総会の議題として提出することといたします。

議題3 日本年金機構から納税者に送付される年金振込通知書への記載内容の改善等 について

(樋口座長)

次に、議題の3番、諏訪市さん提案の「日本年金機構から納税者に送付される年金振込通知書への記載内容の改善等について」を議題といたします。事務局から提案要旨の朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の改善を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国等でございます。提案要旨を朗読いたします。

日本年金機構から納税者に送付される年金振込通知書に記載される住民税特別徴収税額に関する箇所について、納税者の誤解を招かないよう改善を要望する。併せて、扶養親族等申告書の内容を確実に反映した源泉徴収票の作成を要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

諏訪市さんから補足説明はございますでしょうか。

(平林諏訪市副市長)

はい。この議題につきましては、昨年11月に諏訪市で開催されました19市の税務事

務研究会で提出された議題で、慣例によりまして開催市が提案をしていくということになっているそうです。

趣旨につきましては、今、朗読をしていただいたとおりなのですが、税額につきまして年金機構から来るものに記載されている額と、実際に決定する額に相違が出ることで、扶養親族等申告書を提出しても、それが適正に反映されていないというような事例がありまして、市民から市役所にそのような要望と申しますか、戸惑いの声があるということで改善を求めたいということです。

(樋口座長)

県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

今の提案説明にございましたとおり、現在、年金振込通知書や扶養親族等の申告におきまして、個人住民税の納税者である年金受給者に誤解が生じていることは認識しております。年金振込通知書の記載内容の改善や扶養親族等申告書を早期に反映することなどにつきましては、機会を捉えまして国等へ伝えてまいりたいと考えております。

(樋口座長)

他の市から御発言がございましたらお願いしたいと思います。

(濱村小諸市副市長)

税務事務研究会で提案させていただいたのは小諸市なので、少し具体的に話しますと、年金通知書は、日本年金機構から6月1日付けで来るのですね。そのときに住民税特別徴収税額が確定的に記されており、例えば30年だとすると、6月から12月までの分の確定的な数字が出ているのです。

ところが年金機構は、丁寧に翌年の2月の分や4月の分まで示しているのですが、その2月の分、つまり今年で言うと31年2月や31年4月の支払い額がまだ確定的ではないのに数字が出ております。機構からいただいた数字と、実際に市から通知する数字が変わってくるケースが多々あるということで、数字の所に「この金額は、まだ確定的ではありません」あるいは「確定額は市町村からの通知を確認してください」など、もう少し明確に表記してもらいたいということでございます。

(樋口座長)

今、話がありましたけれども、この数字的に合わせることは、かなり難しい話のようでございますので、注意書きの問題だと思うのですね。長野市へも同様のクレームというか、質問が市民から届いています。そのような意味で、誤解を招かないようにということを行

政のある意味で基本だと思しますので、これはしっかりやってもらうことが必要だと思います。これについて原案どおり採択することにしたいと思いますが、よろしゅうございすか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

それでは、本件につきましても、総会の議題として提出させていただきます。

議題4 公立小中学校施設整備のための予算確保について

(樋口座長)

次に、議題の4番、長野市及び中野市さん提案の「公立小中学校施設整備のための予算確保について」を議題とします。事務局から提案要旨の朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。提案要旨を朗読いたします。

公立小中学校施設の老朽化や長寿命化対策及び冷房施設の整備やトイレ改修に係る国における財政措置について、必要な財源を継続して確保するとともに、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金の対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ることを強く要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

提案市は長野市という形になっていますので、若干、補足させていただきますと、本件につきましては、既に全国市長会で決議されているところでございますけれども、重ねてこの深刻さを訴えてまいりたいと考えておまして、トイレの関係につきましては、メニューの中に、一応、入っているということでございますが、特に冷房の関係ですね。最近、本当に気温が38度、39度という猛暑が異常気象ではなくて、もう毎年、そのような気象状況になっているということを考えますと、早急に何らかの形で冷房を小中学校に整備してあげることは、恐らくどの市にとっても必要なことになっているのではないかと思うのですが、冷房に関して申し上げますと、交付金算定の際に用いる国の定める工事単価が低く実際の事業費との大きな乖離があり、採択率も低い状況でもあるというように聞いております。そのような意味におきまして、ぜひ、この点については重ねてお願いすることによって、特に冷房の設備について整備してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中野市さんから補足はございますでしょうか。

(横田中野市副市長)

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

今のお話のとおりなのですけれども、加えて中野市の場合は、今、市内に11の小学校があるのですが、7年ぐらい掛けて市民の理解を得て6校を廃校にして2校を新設ということで、11が7という数字になるように進めておりまして、この校舎の建設等もしなければならぬわけですが、そのような中で、特に補助基準が厳しくて、その上、事業費と補助基準額との間に、これはオリンピックの特需もあると思うのですが、かなりの隔たりがありますので、その上、補助率が2分の1などになってしまいますと、大分少なくなってしまうし、市の財政も大変厳しい中でありまして、ぜひよろしくお願いします。

(樋口座長)

県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

このことにつきましては、予算総額の確保、交付基準の緩和あるいは対象事業の拡充などにつきましては、都道府県教育長協議会、全国施設主管課長協議会、全国公立学校施設整備期成会等、関連団体を通じまして要望しているところがございます、今後も引き続きこのような団体を通じまして要望してまいりたいと考えております。

また、交付金と事業費との乖離を埋められるように、文科省より示されている補助率や単価の嵩上げ措置等、有益な情報につきましては、周知・助言を行ってまいりたいと考えております。

(樋口座長)

他市からその他の御意見、あるいは御質問がございましたら。

(中澤須坂市副市長)

須坂市ですけれども、今の長野市さんと中野市さんと全く同感でありますので、ぜひ、お願いしたいと思っているのですが、須坂市の場合には、特に学校施設環境改善交付金の関係なのですけれども、これは給食センターもこれに該当する交付金なのです。須坂市は、来年設計して、再来年から工事にできれば入っていきたいという計画でいるわけですが、24億円ほどの給食センターの建設費で、これに対する交付金が2.4億円ということですから、正に1割ぐらゐの交付金になってしまう。

それは、やはり文科省の関係は、特に基準面積や基準単価が非常に厳しくて、実際には

2分の1、3分の1の補助ということで付いてくるのですが、極めてその基準単価などが低く抑えられている。そのようなことから1割程度の補助で出してしまうということですので、この辺りは、大変恐縮ですけれども、できれば「学校公立小中学校の施設整備、また、給食センターにおいても」というように付け加えていただければ大変有り難いと思いますので、よろしく願いいたします。

(樋口座長)

他にいかがですか。

(山本千曲市副市長)

すみません、千曲市の場合も、今まで補助金で頂いておりますが、やはり補助基準額の3分の1となっておりますけれども、実質的に国庫補助は、総事業費の6分の1ぐらいになっているということです。当市の財政負担がかなり大きくなっていますので、ぜひ、この趣旨で要望をお願いしたいと思います。

それから、先ほど樋口副市長さんがおっしゃったように、最近では、エアコンの設置につきまして、千曲市においては9月議会で大分質問も出ました。やはり高い気温が常態化しているということで、子どもの教育環境のために何とかエアコンを設置してほしいというような要望が出ておりますので、そのようなことを検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。また、その場合に、やはりエアコンの設置あるいはトイレの洋式化などをいたしますと、事業費がそれほど大きくかさばらない場合もございます。現行制度では、トイレ改修や空調設備については下限額が設けられておまして、400万円らしいのですが、これを上回らなければ補助金の対象とならないということございまして、私どもの教育委員会や現場からも、ぜひ下限額の見直しを要求してほしいと、このような強い希望が出ております。今回の提案要旨ですと、「対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等」となっておりますが、「下限額の見直し」なども足していただければ有り難いと思います。

それから、件名が「予算確保について」となっておりますので、もう少し幅広く「等」を入れる、そのような形にいただければ有り難いと思います。

以上でございます。

(樋口座長)

他にいかがでしょうか。

今の千曲市さんからの提案の「下限額」を入れるという部分、それから先ほどの須坂市さんから提案の例の中に「給食センター」という文言を入れるという形で対応したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

それでは、原案を一部修正させていただきまして採択することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(市川事務局長)

一部修正の文言を、「給食センター」でなくて「給食施設」ではいけないでしょうか。「センター」だと「給食センター」という名称と考えられてしまうので、「給食施設」ではいけないのですか。

(樋口座長)

「給食施設」という形の方がいいかどうかですね。まあ、その方が含んでいますからね。

(中澤須坂市副市長)

「センター」の方がより具体的に。「給食センター」も、この学校施設関係改善交付金の対象になっているので。

(樋口座長)

いや、だから文言として「給食施設」という言い方の方が幅広く解釈できるのではないかということですね。「センター」としてしまうと正に「給食センター」だけになってしまうという話なのですが、給食施設全般という意味で言えば「給食施設」という文言の方がよりベターではないかということです。それはそうかもしれませんね。

(中澤須坂市副市長)

別に結構ですけれども。「給食センター」が、給食施設と解釈できるとすれば、その方がいいと思います。

(樋口座長)

給食施設という形になれば、当然、給食センターもインクルーズになりますので、その方が言葉としてはよろしいかと思っておりますので、そのような形で修正させていただいて、これも市長会総会に提出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議題7 障害福祉サービス等報酬に関わる地域区分の見直しについて

(樋口座長)

それでは、次に、議題の7番に移ります。上田市さん提案の「障害福祉サービス等報酬に関わる地域区分の見直しについて」を議題といたします。事務局から提案要旨の朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の改善を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。提案要旨を朗読いたします。

障害福祉サービス等に関わる地域区分について、平成30年度の報酬改定により1単位当たりの上乗せ割合に増減が生じ、市町村財政への負担と障害福祉サービス事業者の人材の確保等、運営に支障が生じることが懸念され、経過措置にあたっては、段階的な緩和措置等が講じることができるよう緊急要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

提案をされた上田市さんから補足ををお願いします。

(井上上田市副市長)

はい。提案理由のところにありますとおり、30年度障害福祉サービス等の報酬改定による地域区分の見直しの方針が出ています。それで、その区分が7区分から8区分になる。それから、介護保険の地域区分等の均衡を図るということがあります。調べさせていただきましたら、県下の9市町村において1単位当たりの上乗せ割合に増減が生じてくるということでもあります。対象市町村の意向によって経過措置は設けていいということは言われているようですが、その場合の経過措置は、今あるものは3年間そのまま続けてください、それでその経過措置を終わらせなさい、段階的にやることは駄目ですというような指導があるようです。私どもとすれば、できれば経過措置を設けたいと思っているわけですが、それを段階的に減らしていくような形を取らせていただきたいというのが提案の趣旨です。

また、この経過措置に関して、しばらくの間上乗せを続けるわけですが、その財源措置についても国ではまだ明確に示されていないようです。その財源措置について、国にその経過措置期間の財源措置もしっかりお願いしたいという要望であります。

私も少し認識不足だったのですが、障害福祉サービス等の報酬の中で物件費と人件費の割合が決まっているようなのですが、物件費等が4割、人件費等が6割で、その人件費の地域差を上乗せして1級地からその他の地域が今まで7区分あったようであります。今回、その区分が見直しされて、一部の市町村は、その上乗せをできない区分に入る、あるいは、一部の市町村は、更に人件費を上乗せしなければいけない自治体が県内でも出て

来るやにお聞きしております。

そのようなことで、もう 30 年 4 月から始まるわけですがけれども、ぜひともその部分の経過措置を「こうでなければ駄目だ」ということではなくて、もう少し弾力的に運用できるように国に配慮いただきたいということが趣旨であります。

(樋口座長)

これについて県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

はい。この地域区分の見直しにつきましては、30 年度の報酬改定の内容を検討いたします厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの昨年 11 月の会議において初めて検討資料が示されたところでございます。

今回の地域区分の見直しに係ります意向確認を該当する市町村に行ったところ、上田市さんをはじめ、ほとんどの市町村で段階的な経過措置の設定を求める意見がございまして、これについて県といたしましては、国に対し市町村の皆様の意向についてお伝えしたところでございます。

報酬改定に当たりましては、これまでも国に対して早期の情報提供あるいは必要な予算の確保を求めていたところでございますけれども、この地域区分の見直しによる報酬単価の引き下げにつきましては、当該の区域に所在するすべての事業者に対しまして大きな影響があることから、段階的な経過措置を設けることなどの措置を講じるよう国に対して引き続き求めてまいりたいと考えております。

(樋口座長)

この見直しについて、影響を受ける市と受けない市とあるようですがけれども、特に受ける市から何か御意見がございましたらいかがでしょうか。

(小口岡谷市副市長)

岡谷市でございます。岡谷市では 3 パーセント上乘せの適用が下がるということで、先ほどの説明にありましたように昨年度と同じで行くかということで、その選択肢しかないのかなと思っているのですけれども、もし段階的に減らすことになった場合は、それに足並みをそろえてやりたいと思っております。

ただ、事業所さんの立場になりますと、これは結構、影響額が出てきますので、それによって障害福祉サービスの低下につながることも非常に心配されますので、それが選択として悩ましい。事業所の立場で考えれば、3 年後に無くなっても、その 3 年間は 3 パーセント下がった方がいいのかなという御意見もあるようでございますので、その辺りは少し悩ましい選択があるのかなと思っております。

いずれにしても、県の財源をしっかりと付けていただかなければ困りますので、その辺りは、しっかり要望させていただきたいと思っております。

(樋口座長)

基本的にこの提案の趣旨については賛成ということによろしいですか。

(小口岡谷市副市長)

はい、賛成です。

(樋口座長)

他はいかがでしょうか。

塩尻市さんや諏訪市さんはよろしいですか。

(米窪塩尻市副市長)

塩尻市でございます。私どもは、障がい者サービスだけでなく、障がい児のサービスについても関ってくるとされておりますので、できれば柔軟な対応をしていただければ大変有り難いと思っております。

これは、私どもの財政上の問題だけでなく、事業者側のサービスの提供、それから、その部署に関わる問題でございますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。

(平林諏訪市副市長)

諏訪市も同意見です。

(樋口座長)

障がいのある方と共に生きる社会の創造を目指すということは国も言っている話でして、特にこのような制度の部分については、やはり慎重であるべきだと思います。先ほどは、県からも同様の趣旨でこれからも継続して国へというようなお話をいただきましたので、本件につきまして原案のとおり採択することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

ありがとうございます。それでは、本件は原案のとおり総会に提出をお願いいたします。

議題 8 社会福祉施設等施設整備事業に関する自治体への助成の拡充について

(樋口座長)

次に、議題の8番です。佐久市さん提案の「社会福祉施設等施設整備事業に関する自治体への助成の拡充について」を議題といたします。事務局から要旨の説明、朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。提案要旨を朗読いたします。

児童発達支援センター等の社会福祉施設整備において設置主体が社会福祉法人等である場合は補助対象であるが、自治体が設置主体の場合は補助対象外であるため、自治体が設置主体であっても補助対象とするよう要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

佐久市さんから補足説明をお願いします。

(小池佐久市副市長)

提案要旨でお話しいただいたとおりであります。要は、新しいセンターを作る場合に設置主体が社会福祉法人であれば対象になってくるのですが、地方自治体が整備する場合には対象になってこないということでございます。障がい者の福祉計画の策定が新たに義務付けられたこともございまして、一つには、市町村または圏域に1か所以上造らなければならないということが基本とされたわけでございます。そのようなこともございまして、ぜひとも自治体にも補助制度を拡充していただきたいということでございます。

(樋口座長)

それでは、県から御意見ををお願いします。

(竹内市町村課長)

市町村が整備します社会福祉施設に対する補助につきましては、三位一体改革によりまして平成19年度から社会福祉施設整備事業補助金に代わりまして施設整備事業債として一般財源化されたことから、自治体は補助対象外となっております。

このような経過から、自治体が設置主体となる児童発達支援センター等の整備につきまして補助対象とすることは困難と考えてはおりますけれども、地域の障がい児支援の中核的役割を担います児童発達支援センターの整備につきましては、県としても非常に重要であると認識をしておりますので、開設・運営に当たりましてできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

(樋口座長)

他の市から御発言がございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(井上上田市副市長)

この社会福祉施設を公共で設置する場合も民間でする場合もありますけれども、そもそも絶対数が足りない状況があると思うのです。上田市には、2か所民間であるのですが、他圏域からおいでになっている障がい児の皆さんもおりまして、毎年、入所で調整が必要になってしまうような状況があります。ですから、このような施設をもう少し国に予算を拡充していただいて、私どもでは、去年、一つの施設が改修を要望したのですが、結局予算が付かなかつた、国で採択にならなかつたという現実がありますので、その辺りの予算の確保も併せてお願いしたいと思っています。

(樋口座長)

他にいかがでしょうか。

(小口岡谷市副市長)

すみませんが、少し制度的な部分で分からない点があるのですが、三位一体の改革で補助金が無くなった際に、大変有利で特別な起債を設けて100パーセント充当で交付税算入率が70パーセントぐらいの起債を作っていたかと思っておりますが、それは、もう無くなっているのですか、まだあるのですか。

(竹内市町村課長)

それはあります。従って、18年度までは、この補助金で国が2分の1となっていたのですが、この施設整備事業債は一般財源化分と言われているものなのですが、それは、やはりその2分の1の部分については、100パーセント充当の70パーセント交付税算入ということになっていて、これは、今でもあります。

(小口岡谷市副市長)

分かりました。そうしますと、補助がその制度と一緒に残ってくると大変うれしく思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

(樋口座長)

他にいかがでしょうか。

これは、児童発達支援センター等となっているのですが、障がいという形に絞った話ではないですね。どうですか。

(小池佐久市副市長)

そうです、そのようなことですね。

ですから、対応できるようにしていただいて結構でございます。

(樋口座長)

はい、それでは、先ほど上田市さんからお話がございました施設改修、整備に関わる予算の関係、これの拡充も併せて提案する形で一部修正して採択したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

よろしいですか。では、そのような形で総会に提出させていただきますので、よろしくをお願いします。

議題 10 農業次世代人材投資事業に係る新規就農者対象年齢の緩和について

(樋口座長)

次に、議題の 10 番、須坂市さん提案の「農業次世代人材投資事業に係る新規就農者対象年齢の緩和について」を議題といたします。事務局から要旨の説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の改善を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。提案要旨を朗読いたします。

国の農業次世代人材投資事業（準備型・経営開始型）の対象要件には、就農予定時の年齢が原則 45 歳未満とあり、45 歳以上の新規就農者には、就農に係る支援資金が原則交付されない制度となっているため、当該事業の対象要件である年齢制限の基準を緩和することを要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

須坂市さんから補足説明をお願いします。

(中澤須坂市副市長)

はい。これは、実は、農業委員会からの要望でありまして、農業委員会の皆さんも、ぜひ年齢制限についてももう少し緩和してもらいたいと、このような要望が出ています。

それから、実際に新規就農される方についても 45 歳を超えている方が何人かおられまして、そのような方からもこれについて緩和をお願いしたいという要望が出ているので、須坂市としてこの議題を上げさせてもらったということでもあります。

これは、今の説明のとおり、国の農業次世代人材投資事業については補助事業があつてすばらしい事業なのですけれども、45 歳未満となっていて、須坂市の場合は 60 歳代で新規就農された方もいるということでありまして、今は 60 歳代で農業をされても 20 年はその方は農業をやっていくと言っておられますから、60 歳代がいいかどうかは別として、45 歳で区切ってしまうのでは、あまりにも年齢が低すぎるのではないかと、このような意見が出ておりまして、年齢要件の緩和をぜひしてもらいたいという要望であります。よろしくお願いしたいと思います。

(樋口座長)

具体的に何歳ぐらいというのは無いのですか。

(中澤須坂市副市長)

できれば、普通、今、60 歳が定年で、65 歳定年もありますけれども、少なくとも 60 歳ぐらいまで緩和してもらえれば有り難いという意見は出ておりますので、もし、年齢を入れるとすれば、その年齢でお願いできればと思います。

(樋口座長)

いかがでしょうか、県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

国におきましては、年齢階層別の基幹的農業従事者数のバランスを回復し、10 年後に 40 歳代以下を現在の 2 倍とするために、40 歳代以下の新規就農者数を倍増させるとの趣旨から、この農業次世代人材投資事業の交付対象を 45 歳未満としているところでございまして、基準の緩和については困難であるとしているところでございます。

45 歳以上を含めた新規就農後の定着あるいは早期経営安定化に向けましては、引き続き就農相談から研修、経営発展まで、対象者のレベルに応じた支援を市町村、JA等の関係機関・団体と連携しまして、長野県農業担い手育成基金による助成事業など各種事業を活用しながら推進していきたいと考えております。

(樋口座長)

基本的には、年齢は難しいということですね。

(竹内市町村課長)

国では難しいと言っております。

(樋口座長)

県のスタンスとしては、その辺りは要望していくという意思はありますか。

(竹内市町村課長)

他の県でも要望したところ、そのように断られた経過があるとは聞いております。

(中澤須坂市副市長)

すみません。これは、他県からも要望していると聞いておるのですね。それだけ今の年齢要件が45歳では低過ぎるというのが一般的に農業をされる方々から意見があるということでありまして、ここにありますように研修開始が45歳未満でなければ駄目、研修を終えたときに46歳になっていたら駄目だということではありますが、長野県からも、ぜひ要望していただいて、また見直しをお願いできればと思っています。今の段階では国で駄目だということは承知してはいますが、だからこそ要望してまいりたいと、このようなことでもありますので、できればお願いをしたいと思います。

(樋口座長)

いかがでしょうか。それぞれ同じような事情を抱えていらっしゃるのだらうと思うのですけれども。研修の関係ですが、あれは期間が2年でしたか。それで、その後また5年支援するスキームだったと思うのですけれども、今の2年の研修を終えたときの年齢が幾つかという話の中で、その辺りの緩和はあるのかもしれないですね。

だから、例えば研修時の年齢が45歳未満という話になれば、そこからスタートできるという話になるのですけれども、その辺りはどうなのでしょう。

今やっている研修を緩和してくださいと言うのはいいのですけれども、具体的にやはり、ある程度「こういう考え方なので緩和してください」と言っていかなければ、対応も多分しようがないだらうと思うのです。

(中澤須坂市副市長)

実の話、45歳のときに研修していればいいではないかという考え方もあるのですが、45歳、50歳であってもいけるのではないかと、このようなことを実際に50歳ぐらいの新規就農者が非常に多いのですよ。従って、これは国にぜひ見直してもらいたいという意味での要望ですから、結果的にこれは、また国は駄目だという見解を出すかもしれませんが、須坂市とすれば、実際の農業者、また農業委員会からの要望でありますので、再度また考えてもらう機会にさせていただければいいかなと思いますので、ぜひ、これについて要望は上げてもらいたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

(樋口座長)

このような形で問題提起をしていきたいということですね。
具体的な話は、また議論は預けるといふ形の中でね。

(中澤須坂市副市長)

はい。

年齢を何歳までとこれに書くのではなくて、緩和の要望ということで、できれば須坂とすればお願いしたいと思います。

(樋口座長)

松本市の坪田副市長さん、どうでしょう。今日は1回も御発言いただけていませんので。

(坪田松本市副市長)

中澤副市長さんの考えに賛成です。今、高齢化社会が進行する中で、われわれ普通の勤労者の定年年齢が65歳に引き上げられ、高齢者の定義が65歳から70歳に延長されるなど、どんどん生涯現役で働かなければいけないという大きな流れの中では、当然、このようなものについてもチャンスを広げて、高齢になっても就業したい方へ支援するということができればいけないと思いますので、その方向でまとめてもらえればと思います。

(樋口座長)

ありがとうございます。確かに国も65歳まで働けというわけですから。

(小池佐久市副市長)

実は、私どもも市内からこのような要望が強く出ていまして、私どもは、記憶が無いですが、昨年でしたか一昨年でしたか、それに応える形で下請制度、これを上乗せする形で作ってみたのです。やはり、私どもは、55歳と10歳延ばした形でそれを市単でやってみたのですけれども、今、手持ちでどれぐらいのエントリーがあったのか記憶が無いのですが、結構、要望は強かったですね。ですから、今のお話しですけれども、やはり私どもは、55歳ぐらいは十分にそれには耐え得る話だと思っております。ですから、これは県も嫌がらずに、ぜひ国に対して、長野県としての自覚を持って要望していただければと思っております。

(樋口座長)

いわゆる労働年齢が延びて来ているわけですから、そのような視点からまた県にも重ねてお願いするということではいかがですか。

(竹内市町村課長)

原課の方にはしっかり伝えたいと考えています。

(樋口座長)

本件につきましては「拡充」という言い方の中で様々あると思うのです。年齢だけではなくて、実は、これは農家子弟については要件が厳しくなっているのですね。でも、やはり農家子弟も非常に大きな農業を支える上では大切だと思っている部分があるので、そのようなことも含めて「拡充」という文言の中で御提案申し上げたいと思いますけれども、よろしいですか。

(市川事務局長)

「拡充」ですか。今は「緩和」となっておりますが。

(樋口座長)

「緩和」を要望するというところでよろしいですか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

はい、では、本件につきましては、原案どおり採択する形で上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議題 13 公共事業関係予算の増額について

(樋口座長)

議題の 13 番に移ります。諏訪市さん提案の「公共事業関係予算の増額について」を議題といたします。提案要旨の説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、国でございます。提案要旨を朗読いたします。

地方の道路整備の着実な推進に必要な社会資本整備総合交付金等の安定的かつ確実な財源を確保するため、平成 30 年度以降、公共事業に係る予算の総額確保を図るよう要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

諏訪市さんから補足説明をお願いします。

(平林諏訪市副市長)

はい。この議題につきましては、もう過去に何度も同様の趣旨の提起がされているところです。今回におきましても、次の議題とも絡んでくるのですけれども、このような時代になって、地方の活性化のために公共事業、あるいはいろいろな財源が必要になるわけですが、非常に国全体の予算が伸びない中で苦勞しているということです。内示率につきましても非常に圧縮をされてきておりまして、国全体で見ると本当に少なくなってきたと。

特に、重点事業化されるかされないかということで措置率が非常に変わってきてまして、物によっては重点事業にならなかった事業につきましては、20パーセントぐらいしか付かないようなこともありますので、ぜひとも予算の増額について要望をしていきたいという趣旨であります。

(樋口座長)

県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

はい。地方における基本的な社会資本であります道路整備等、公共事業に対する持続的、安定的な財源の確保は極めて重要であると考えております。

このため、迅速かつ着実な道路整備等により地方創生の推進、地域の活性化が図られますよう、平成30年度予算に係る検討、法改正など、今後の国の動きに対しまして注視するとともに、県といたしましても様々な要望活動等をこれまで実施してきたところでございます。

今後、地方の実情に鑑みまして、関係団体、市町村と一体となりまして、引き続き公共事業予算の拡充につきまして要望してまいりたいと考えております。

(樋口座長)

今、県の御発言もございましたけれども、それを含めましていかがでしょう。

これは、皆さん、日々感じていらっしゃるのだと思うので、特別御異議ございませんね。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

はい、ありがとうございます。それでは、本件は原案どおり採択することとさせていた

だきます。

議題 14 社会資本整備総合交付金の財源確保及び適切な予算配分について

(樋口座長)

次に、14 番です。塩尻市さん、安曇野市さんから御提案の「社会資本整備総合交付金の財源確保及び適切な予算配分について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、国でございます。提案要旨を朗読いたします。

社会資本整備総合交付金については、地方自治体が要望する所要の予算額を確保し、その配分については地方自治体の実情を勘案した適切な額とするよう要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

それでは、まず、塩尻市さんから補足をお願いいたします。

(米窪塩尻市副市長)

13 番の議題とも一部重複するところもございますが、財源確保、それから予算配分についてお願いしたいという趣旨と、社会資本整備総合交付金の場合は、その下の「現況及び課題等」にもございますとおり、大きく道路事業と都市計画事業に分かれています。

その中で、例えば道路事業だと改修事業、修繕、交通安全、橋りょう修繕等々の枠を越えての交付を、この枠の固定感がありまして、私どもは橋りょう修繕を改修事業の一部を回したくてもできない、そのような柔軟性が地方に与えられていないということで、あまり交付金の意味が最近は無くなってきたのかなという気がするものですから、交付金であるならできるだけ柔軟に使わせていただきたいという要望を併せて、何とぞお願いをしたいと思います。

それから、13 と 14 が重複するようでございますので、一括の提案としていただいても結構です。

(樋口座長)

安曇野市さん、この件についていかがですか。

(中山安曇野市副市長)

ここに書いてありますけれども、重点の関係の橋りょうなどは高い率で来るのですけれ

ども、他のものは、毎年、相当低い交付金ということで、例えば用地買収などのお話をしても交付金が来なければ先倒れになってしまったり、いろいろな面で支障を来しているようでもありますので、これは再提案ですが、お願いをしたいということでもあります。

(樋口座長)

県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

この事業の御要望に対する内示率の増加については非常に厳しい状況でございます。

県といたしましては、各市町村の事業計画、要望内容につきまして、十分なヒアリングを実施いたしまして、箇所ごとの状況を十分に踏まえた上で、予算の配分について国に対して要望してまいりたいと考えております。

(樋口座長)

先ほど議論しました13番と14番を一緒にしてもというお話がございましたけれども、これは、どのようにしますか。内容的には、大きく言えば13番が含まれると言えば含まれるのですね。

(市川事務局長)

別々の方がいいと思います。

公共事業の関係になりますと13番は非常に大きくなりますので、特にそのうちの交付金だというのは別個の方がいいと思います。

(樋口座長)

13番の大きな話にしてしまうと、この部分がどうも際立たないというか、別にした方がいいというお話がございますので、このような形で提出させていただければと思いますけれども、よろしいですか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

他の市から御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましても、原案どおり採択することとさせていただきます。

議題 15 道路橋りょうの点検に関わる新技術の活用及び点検結果に伴う点検間隔など制度の見直し、ならびに社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて

(樋口座長)

15 番に移ります。伊那市さん提案の「道路橋りょうの点検に関わる新技術の活用及び点検結果に伴う点検間隔など制度の見直し、ならびに社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて」を議題といたします。事務局から朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の改善及び拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は国でございます。提案要旨を朗読いたします。

平成 26 年度より、橋りょうをはじめ道路構造物の法定点検が 5 年に 1 回義務付けられ、コンサルタント等への委託や職員の直営により点検を行っているところであるが、5 年ごとにすべて近接目視の点検を継続するためには、地方自治体の負担が大きいため、点検要領に対する新技術の活用や点検結果に基づく点検間隔など、制度の見直しを行うとともに、橋りょう点検に対する社会資本整備総合交付金の補助率の引き上げについて要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

提案市の伊那市さんから補足をお願いします。

(林伊那市副市長)

はい、要旨のとおりですけれども、平成 26 年度から 5 年に 1 回ということで、30 年度で 1 回目が終わることになりますけれども、点検については近接目視ということで職員ができることについては職員がやっておりますが、あとは民間コンサルタント等への委託でやっているのが実態だと思っております。

5 年ごとにすべての近接目視の点検をすることになってくると、また地方自治体の負担が大きいのということもありますし、1 回目が終わったのでここで検証していただいて、点検結果のレベルが健全、あるいは予防の保全の段階などのものについては、5 年ではなくて 7 年、あるいは 8 年というように点検間隔を長くするなどの制度の見直しをしていただきたい。

また、併せて橋りょう等の修繕についてもお金が掛かることでありますし、財政負担がありますので、点検等に対する社会資本整備総合交付金の補助率の嵩上げ、充実等をお願いすることが趣旨でありますので、よろしく願いいたします。

(樋口座長)

県から御意見をお願いします。

(竹内市町村課長)

この道路施設点検に関する新技術の活用につきましては、国・県・市町村等で構成いたします「長野県道路メンテナンス会議」を通じまして国の動向等の情報共有を図るとともに、制度の見直しに関する市町村の御意見につきましても、この会議の中で意見交換してまいりたいと考えております。

また、社会資本整備総合交付金の補助率の引き上げにつきましては、道路整備に対する財政上の特例措置が引き続き平成30年度以降10年間継続することとなりまして、重点配分対象事業につきましても補助率の嵩上げは継続される予定でございます。

引き続き、国に対しましては、道路施設点検が計画的に実施できますよう、必要な予算確保を要望してまいりたいと考えております。

(樋口座長)

他に御意見はございますでしょうか。

これは、先ほどの社会資本整備総合交付金の関係とある部分で重なるのですけれども、この提案の御趣旨については「並びに」ということで、本件に伴う交付金の引き上げをということなのですか。

(林伊那市副市長)

特に、最後のところにある橋りょうの修繕等も関わりますので、14番に関係するところでは社会資本整備総合交付金の補助率の引き上げ等があるわけですが、ここで言いたかったことは、橋梁点検について一回りしているので点検の結果を検証していただいて、点検結果が良かったもの、健全だったもの、また、少し様子を見ましようというようなものにあっては、点検の間隔を見直していただきたいという趣旨がありますので、この「並びに」以下は取っていただいても結構ですけれども、検証についてはしていただいて、点検の間隔等の見直しはしていただくようお願いをしたいということです。

(樋口座長)

それは全体の部分ですね。だから、いわばそれに伴う部分ですね。

(林伊那市副市長)

はい、社会資本の整備はそうです。

(樋口座長)

どのようにしますか、これは。「これに伴う」と入れた方が分かりやすいというか、趣旨ははっきりするのですね。

社会資本整備総合交付金は、14番で議論したようにもっと大きな部分をカバーしていますので、これに道路橋りょう部分の点検に伴うこの交付金の補助率の引き上げを図って

れということであれば「これに伴う」という言い方にした方がいいのでは。

(林伊那市副市長)

「これに伴う」でも結構であります。

(樋口座長)

そのような形でよろしいですか。

それでは、他に御意見がございませんので、一部修正させていただきまして「これに伴う社会資本整備総合交付金の補助率引き上げについて」という形にさせていただいて採択したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

はい、ありがとうございます。それでは、本件につきましてもそのような格好で提出させていただきます。

議題 18 糸魚川—静岡構造線断層帯地震の映像資料の制作について

(樋口座長)

次に 18 番です。茅野市さん提案の「糸魚川—静岡構造線断層帯地震の映像資料の制作について」を議題といたします。事務局から要旨の朗読をお願いいたします。

(百瀬事務局次長)

本議題は新たな施策の要望を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は国及び県でございます。提案要旨を朗読いたします。

糸魚川—静岡構造線断層帯を震源とする内陸性直下型地震の恐ろしさを映像化し、住民に災害に対する危機意識を常に高く保ってもらうため、シミュレーション映像の制作を要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

茅野市さん、補足説明をお願いします。

(樋口茅野市副市長)

最近、断続的にいろいろな所で地震災害が起きたり近隣で噴火が起きたということで、いろいろな地震の関係について国でも調べが進んでいる中で、糸魚川—静岡構造線断層帯

については、発生確率、それから規模においても、やはり他の断層帯と比較しても非常に深刻な数値が出ているということで、それに対する早期の対策が必要になってきております。

その中で、市としましても、地域住民には地震に対する備えを啓発しておるわけですが、なかなかいつ起こるか分からないものに対する危機意識が今までは醸成されていない状況にあります。

南海トラフ、それから首都直下型地震については、国、内閣府でシミュレーション映像を作成しております、御覧になった方もおありかと思っておりますけれども、かなりリアルでCGを駆使して啓発には非常に効果があるのではないかと考えております。

そのようなことで、ぜひ糸静線についても、それに倣った形の映像的な資料の作成をお願いしたいということでもあります。これを作るということになると、かなり経費が掛かるとも聞いておりますので、国なり県なりでこれの制作について考えていただければということで提案をさせていただきました。

以上でございます。

(樋口座長)

県から御意見ををお願いします。

(竹内市町村課長)

この糸魚川―静岡構造線断層帯地震による被害想定につきましては、平成 25 年度から 26 年度に、長野県地震被害想定調査を実施しまして、その内容を学習用テキストや防災ハンドブックなど各種媒体で普及啓発するとともに、国の地震調査研究推進本部で発表しています発生確率なども含めて防災意識の向上に努めてきたところでございます。

県といたしましては、住民に対する防災意識の向上を図る県政出前講座等におきまして、映像による具体的なイメージ映像として阪神淡路大震災の実際の映像を被害想定と併せて使用してきておりますけれども、新たなCG映像の作成につきましては、財政的な負担も大きいことから、既存の映像やインターネット上で公開されている映像等を活用しながら、更なる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、国において作成しているCG映像につきましては、発生確率の高さ、あるいは影響範囲の大きさが非常に大規模な地震であることも踏まえまして、国における糸魚川―静岡構造線断層帯地震での映像作成の可能性につきまして、今後、把握するとともに、必要に応じまして国に要望してまいりたいと考えております。

(樋口座長)

他に御意見はございますでしょうか。

これは影響範囲の問題ですね。これを県単独でやれるような話ではないと思うのですが。

(竹内市町村課長)

先ほどの提案説明にありましたように、結構な額が掛かるようです。聞くところによると、南海トラフ巨大地震ですと3,000万円程度、阪神淡路大震災規模ですと1億円以上掛かっているというような話も聞いております。

(坪田松本市副市長)

これは、とてもいい提案だと思うんですね。確かに、われわれ松本市でも北部から南部にかけて地震発生確率が徐々に上がっていきまして、それを重点に今、地域の防災意識の向上を図り、それぞれの体制で取り組んでいるのですが、松本の牛伏寺断層では必ず地震が起こると、そのぐらいの認識でやっているのですが、正におっしゃるとおり。では、どのようになるのだろうと。例えば、この地震が発生すれば、奈川渡ダムが崩れると言うのですが、実際にどのようなことが起こるのかということは、想像の範囲内でしか分からないと。

それで、断層帯の直下型地震ということですから、今までの地震の動きと違うのではないかと思うんですね。相当な広範囲になると思いますので、シミュレーション映像も全部を広範囲に作ることはなかなか難しいので、イメージでいいと思います。

ということで、作るのに1億円掛かろうが、2億円掛かろうが、活用によってはそれほど大きな経費ではないと。本当にいいアイデアだと思いますので、国へ上げていただいて、検討していただくことが大変重要だと思います。よろしくお願いいたします。

(樋口座長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(吉澤大町市副市長)

はい。大町市もこの糸魚川—静岡構造線の上に位置していることもございますし、また、3年ほど前には神城断層地震もございました。そのような意味では、市民の皆さんの関心も高いとは思いますが、なかなかその市民の皆さんの関心が行動に結び付いていかないと。実際に耐震改修や耐震診断の補助を出していても、なかなかそれが活用されていないという実情がございます。

そのような中で、市としては住民参加型訓練を開催したり、自主防災組織で構成員の方が防災士の資格を取るなど補助金を出したりしているわけですが、なかなか一人ひとりの皆さんの意識の向上につなげていかないような状況でございます。

そのようなことを踏まえれば、やはり地震が起きたときに、一番初期では、やはり自分の命は自分で守るという市民一人ひとりの皆さんの意識が一番大事だと思うんですね。そのような意味では、このような映像を活用して周知していくことは非常に有効だと思います。

すので、国でも県でも結構ですが、ぜひ、このようなものを作成して提供していただければと思います。以上です。

(樋口座長)

他にございますでしょうか。

これは、基本的には、要望先にありますように国、内閣府であるのでしょうかけれども、この糸魚川―静岡構造線の関係の県という会議でお打ち合わせいただいて、そこでもって対応していくという考えも多分あると思うのですよ。長野県だけということではなくて、影響される県、そのような広いエリアでもって連携を取っていただいて、起きたらどのようにするのかという辺りの話を当然やっていたかなければまずいだろうと思いますので、その辺りを含めて「県」という言い方をしていますけれども、長野県だけではなくて広く、そのような意味では広域でもって対応していただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そうしましたら、本件は原案どおり採択することよろしゅうございますね。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

ありがとうございます。本件につきましても、同様に総会に提出させていただきます。

予定しておりました午前中の日程は、一応、これで終了となっておりますので、ここから昼食の休憩とさせていただきます。再開は、1時からとしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(百瀬事務局次長)

それでは、事務連絡をいたします。この部屋を出ていただきまして、左側のお部屋になりますけれども、そちらに昼食を用意してありますので、御移動いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(休憩)

(樋口座長)

部屋の方も大分暖かくなってきておりますので、頑張って午後の部を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。朝、冒頭お話し申し上げましたように、九つの議題につい

て、県からそれぞれ担当の方に来てもらっていますので、まずそれを議論させていただきましてから、またそれ以外のものに戻って審議していくというような形にしたいと思しますので、よろしくお願いします。

議題5 福祉医療給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について

(樋口座長)

議題の5番になります。長野市が提案しました「福祉医療給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について」をお願いいたします。事務局から朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は県でございます。提案要旨を朗読いたします。

長野県福祉医療費給付事業補助金のうち、子どもの通院に対する県補助の拡大を要望する。以上でございます。

(樋口座長)

本件に関しましては、実は長野市が、昨年度中学までの通院も含めて、この制度を拡大してきたという経過がございまして、長野県はなぜかこの部分が非常に皆さん、熱心でございまして、ほとんど実施されていたということで、長野市が多分、一番後発だと思うのですけれども、そのような話の中で、県でも長野県はとにかくこの部分について充実している県だということをアピールしたいというようなお話もある中で、長野市といたしましても、昨年度からこの制度の拡大はしてきたわけです。入院はともかくとして、通院というのは非常にかかりまして、ちなみに長野市につきましては、昨年度の1年間の決算で8,000万円少々ですかね、中学校のその拡大分だけで8,000万円少々になっているというような状況も正直でございます。そのような中で、現状、入院については、いずれも県の補助として中学校までやっていたいただいているのですが、通院については未就学児というような形になっておりますので、これにつきましては、段階を踏んでという形で結構だと思うのですが、やはり小学校、中学校というような形の中で、県でも御対応をお願いしたいということが提案の趣旨でございます。県からよろしくお願いします。

(高池健康福祉政策課企画幹兼課長補佐)

はい。健康福祉政策課の高池武史と申します。課長が所用のため代理出席となりましたことをまずお詫び申し上げます。それでは、福祉医療給付事業補助金について若干説明を申し上げたいと思います。まず、福祉医療につきまして、昨年度来、現物給付の導入についての検討、それから、本年8月分からの制度開始に向けた諸準備に各市町村の皆様が取り組みいただいていることに改めて感謝を申し上げたいと思います。引き続き、制度開

始に向けて御協力をお願い申し上げます。

御提案の件につきまして、補助対象範囲の拡大の御要望が多いということは、私どもといたしましても従前から承知をしているところでございます。まずは、今回の現物給付化という大きな制度改正を円滑に開始できるよう準備を進めるとともに、開始後の受給者の受診動向の推移や事務処理の変更に伴う事務的経費の動向など、国民健康保険のいわゆるペナルティと呼ばれる減額調整措置の額、このようなものも含めて、事業全体の推移を注視してまいりたいと考えているところでございます。現時点において、補助対象範囲のさらなる拡大は少し難しい状況ではございますが、御理解を賜りたいと思います。併せて、県といたしましては、子どもの医療費について、社会保障政策の中で位置付けて、国の責任による助成制度の創設というものをこれまでも国に対して要望してきたところでございますが、引き続き要望してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

(樋口座長)

現物給付の話については、それはそのとおりだと思うので、それはまた粛々とやってもらわなければいけない話だと思うのですが、この拡大についても、やはり御理解という言葉はそれはあるのだらうと思いますが、なかなか御理解できないので、引き続き、やはり県としても責任という部分はあると思いますので、そこのところはきちんとやはり捉えていただいて、共々にやっていくという形の中で御努力いただきたいと思っています。他、ございますかね。いや、遠慮なく言ってください。私一人で言うより大きな声で。どうですか。よろしいですか。

それでは、原案のとおり採択するというところで、御異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

はい、ありがとうございます。それでは、本件を原案のとおり総会に提出したいと思います。よろしく申し上げます。

議題6 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者、ひとり親家庭への拡大について

(樋口座長)

次に、議題の6番になります。小諸市さん提案の「福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者、ひとり親家庭への拡大について」を議題とします。事務局から提案の朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は県でござ

ございます。提案要旨を朗読いたします。

福祉医療費給付事業における窓口無料化の対象を障がい者、ひとり親家庭の受給者へ拡大することを要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

提案された小諸市さんから補足をお願いします。

(濱村小諸市副市長)

はい。福祉医療の給付事業においては、先ほどの説明にあったように、この8月から義務教育年齢まで窓口無料化するという形で、今、進められております。その際、県から、そのペナルティに対する半額補助というような形でも御理解いただいているところでございますが、他の都道府県を見ますと、障がい者、それからひとり親世帯においても、30を超える都道府県で、すでに窓口無料化、現物給付が進んでいるといった形でございます。すでに福祉医療費の対象となっております、このような弱者、いわゆる障がい者、ひとり親家庭に対しても、窓口無料化の範囲を拡大してもらえないかと。これはもちろん、無料化という形になると、県だけではなくて市町村の負担も伴うというような形で、市町村にとってはいろいろ意見があろうかと思えますけれど、小諸市としてはぜひやっていきたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。以上です。

(樋口座長)

県から御発言をお願いします。

(高池健康福祉政策課企画幹兼課長補佐)

それでは、引き続き、若干の御説明を申し上げたいと思います。福祉医療の現物給付方式の導入につきまして、障がい者やひとり親家庭等を含めた、受給者全体の制度とするよう御要望があることは、私どもといたしましても十分承知をしているところでございます。

今般の制度見直しに当たりまして、現物給付方式を導入する範囲をいかにすべきかにつきまして、各市町村に意向調査をさせていただいた結果、国が行ってきた、いわゆる国保のペナルティ、減額調整措置が見直された未就学児までとしたい、とする市町村も多く、全体としては考え方が分かれたところでございます。しかしながら、検討会のまとめとして、県全体で子育て支援や少子化対策を推進していくという、そのような観点から、中学校卒業までは全市町村で足並みをそろえることが適当、とする御意見をいただいたところでございます。

それを受けまして、県では、市町村の皆様の取組がそろえるための環境整備といたしまして、中学校卒業までの国保ペナルティ額の2分の1を新たに県が負担をするという方向付

けをしたところでございます。まず、本年8月からの現物給付化の開始後の受診動向の変化など、そういった事業全体の推移を注視してまいりたいと考えておりました。現時点においては、現物給付化の範囲のさらなる拡大は難しい状況でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

前段とも重なりますけれども、国に対しましては、年齢に関係なく国保のペナルティ措置というのを廃止すること、それから子どもの医療費助成を国の責任で実施していくよう、全国知事会等を通じて要望しているところでございます。引き続き、県といたしましても、国に対して粘り強く要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

(樋口座長)

はい。今、お話をもらいましたけれどもいかがでしょう。これは、市長会の総会に提出するということについては、どうですかね。今の話ではないですけども、少し長野市の例を申し上げますと、これに関しましては、子どもの部分については実は給付額の実績として3割程度なのです、全体として。ところが、障がい者の方が6割あるのですね。趣旨は本当にそのとおりだというように思うのですけれども、ちなみにひとり親家庭というのは少ないのです。7パーセントぐらいなので、それはそれほど大きな比重を占めてないのですけれども、障がい者の割合という話になってくると、長野市に限って申し上げますと、6割というような非常に高い割合となっていて、なかなかこれは厄介だなというのは少し感じております。そのような中で、この障がい者やひとり親家庭への拡大ということを、ある種の姿勢として市長会に上げていくということについては大変大きな意味があると思うのですが、実際、現実の話になってくると、なかなか大変だなと先ほど県からも話がございます、ということは実態としては感じているところではあります。先ほど申し上げましたように、このような部分について、上げていくということについては意味があるのかなとも思いますので、これは県ということだけではなくて、国の方も含めて対応していただくような内容なのだろうと思いますので、本件について特に御意見はないようでございますので、原案どおり採択するという形でよろしゅうございますか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

はい。それでは、総会に提出させていただきます。

議題9 農地中間管理事業における手続きの期間短縮等について

(樋口座長)

それでは、議題の9番でございます。須坂市さん提案の「農地中間管理事業における手続きの期間短縮等について」をお願いいたします。事務局から提案要旨の朗読をお願いし

ます。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の改善を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は県等でございます。提案要旨を朗読いたします。

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約に有効な事業であるが、農地の出し手と農地中間管理機構の間で話がまとまってから担い手に権利が設定されるまでに時間がかかり、敬遠されがちなため、円滑な農地の集積・集約が図れるよう、農地中間管理機構における借受希望者の公表回数の増加、及び担い手への貸付までの期間短縮を要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

はい、須坂市さん、補足説明をお願いします。

(中澤須坂市副市長)

これは、農家の方々、それから農業委員会から強く要望してほしいということで、市長の方であった事項でありますので、これについてお願いしたいと思っておりますが、それについては、中間管理機構を通しての農地の貸し借りの話が出てからまとまるまでの間に4か月以上かかっている、このような案件が非常に多いということで。これはどのようなことかと言うと、4か月以上もかかることによって、その間、農地の賃貸契約が結ばれないというようなこととなりますので、その間草が伸びてしまったり、リンゴでもブドウでも、その間手入れがされなかったりということになると、その後の管理に問題が生じてしまうということでありまして、これはマッチングできたものについては早めに公示をしていただいて、そして借りた方がそのまま農地を耕作できるような、そのような仕組みを早めに作り上げてもらいたいと、このようなことでもあります。

これは特にお金のかかることではなくて、今の制度を見直してもらえれば、もう少し早くそのような許可が下りると言う、このようなものでありまして、これは問題点を、市でも調べた結果、公表の手続きがスムーズに行われていないということが問題であると、このようなことが分かりました。農地の借り手希望者の公表、農地を借りたいという希望者を公表するのですが、これが5月と10月の2回しかないということでありますから、例えば11月に借りたいという人は、次の5月が公表ですから、公表になってからしか手続きに入っていくかないというようなこととなります。借り手の希望者の公表を、できれば毎月行うなど、回数を増やしてほしいという、これが1点であります。

また、今度は農地の貸し手の公表、貸してもいいですよということも公表をするのですが、これは毎月行われるのですが、そのマッチングが行われて県知事より貸し手、借り手

の公表が行われるのに対して、これは貸し手の公表からさらに50日経っているということでもありますから、借り手の公表、それから貸し手の公表、それからさらにマッチングするまでということだと4か月以上もかかってしまうということでもありますので、少なくとも、最初から借り手と貸し手の調整がついているものについては、2か月ぐらいで公表してもらって、マッチングができるような形をお願いをしたいと思います。マッチングというよりは、結局は公表の手続きが非常に時間がかかっているということが問題ですので、その辺をぜひ改善してもらいたい。このようなことでもありますので、お願いしたいと思います。

(樋口座長)

はい、県の方から御発言をお願いします。

(小林農村振興課長)

はい。農村振興課長の小林安男と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私どもの方には、農地中間管理事業における手続き期間の短縮ということで御提言をいただきました。現在、農地中間管理事業における手続き期間につきましては、手続きの期間が、当初は手続きの煩雑さということがあったものですから、先ほどお話にあったとおり、数か月というような期間を要する案件も確かにございました。ただ、現在ではできる限り改善を進めておる中で、概ね2か月程度の期間でこの手続きを実施するというようなところまで改善をしてきてございます。特に本年度につきましては、これまで県の公告・縦覧の手続きにつきましては、従来はいわゆる県報登載という形で実施していたところなのですが、これをホームページへの掲載ということに変更させていただきました。これによりまして、概ね10日程度の時間の短縮といったものも実現しているところでございます。

また、御提案いただきました、機構の借受希望者の公表、御指摘のとおり、5月と10月、原則2回ということでもございましたけれども、これにつきましても、機構事業の活用により一層の推進というような観点から昨年7月以降は毎月1回、必ず公表するというような形で運用をしてきているところでございますので、そのような改善にも取り組んでいるということで御理解をいただければなと思っています。

なお、国におきましては、この農地中間管理事業の法律の施行後5年を目途に、事業内容について改正を行うということで、見直しをするということを言っておりますので、このような中で、事業の委託先である市町村の皆様やJAの皆様方からの御意見を踏まえた上で、県といたしましては、さらなる事務手続きの簡素化や期間の短縮、このようなものを国に対して強く要望しているところでございます。

加えまして、農地利用集積円滑化事業というような、他の事業からこの中間管理事業への振替というものについての手続きや、それから、今後、農地中間管理事業の更新手続き

というものも出てくるという形になっております。これらの手続きにつきましても、より一層の簡素化、そして期間の短縮、このようなことが実現できるよう、国にも要請してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(中澤須坂市副市長)

はい、ありがとうございます。今のお話は、国に要望したり、取り組んでいるということでありまして、年に2回、借り手の希望者、5月と10月についても毎月やるように要望しているということでありましたが、これは毎月もしやるのでしたら、毎月公表できるように常設化してもらいたいということや、それから、今、貸し手の公表からマッチングが済んで貸し手と借り手を両方公表する、この期間が短縮して2か月ぐらいでできるということであれば、それはそのようなシミュレーションを示していただきたいと思っておりますけれども、まだ要望段階であれば、これについてはこのまま要望させていただきたいと思っております。

(小林農村振興課長)

国への要望はもう従前からしておるという形で、先ほどの公表等につきましては、7月以降はもう毎月1回、今、実際にやっております。このようなことをさらに進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

(樋口座長)

だから、公告行為の簡素化については、この法改正が必要だから、それについて要望しているということですよ。あと、確かに公表については、回数が多ければ短縮化には寄与するだろうと思うので、それについては毎月やってもらっているということだと思うので、今の前段部分ですね、国に対して要望しているという部分についての依頼ということで須坂市さんよろしいですかね。

(中澤須坂市副市長)

私どもは、この公表等の権限は県にあると思っていたので県に要望したのですが、国がその権限を持っているわけですね。

(小林農村振興課長)

国が権限といいますか、実際の事務手続きは、県が中間管理機構として指定いたしました農業開発公社で事務手続きを進めている中で、原則、先ほど申しましたが、5月と10月の2回公表するということが機構では定めて、今、取組をしているところですが、これも原則というようなことになっておりましたので、できる限り公表回数を増やしていきたいということで、昨年7月以降は毎月1回というような取組にさせて、運用をしていると

ということで、県といますか、機構がそのような取組をしているということで御理解いただければと思います。

(樋口座長)

だから、要望先も県になっているのでしょう。だから、県で今できることについては精いっぱいやっていただいているということなのだろうと思うのですね。先ほど申し上げたように、公告行為の簡素化については、これは法改正が必要なもので、そのところまで踏み込んで要望するという事になれば、これは県ではなくて国に要望するという形になるのですが、そのような形でよろしいですかね。要望先を変えるということもしなくても。

(中澤須坂市副市長)

これは国と県と両方へ要望したら、今の話を聞くと、非常にいいような気がするので、県もまた要望して、国も要望先に少し加えていただくと大変ありがたいかなと思っています。実際に、運用上、公告期間が5月と10月に定められているけれども、県の運用として毎月やるようにしてくれているのだということです。これについては、そのようなことであれば、毎月、これからは申請していただいて結構というように、しっかり市町村にも通知をしてもらうための連絡を取っていただきたい。原則ということでありまして、なかなか私どもがこれを農業委員会にお聞きしたところ、実際には原則という言葉が入っていて、「特別な事情があるものしかなかなか認めてもらえない」というようなことをおっしゃっているのです。そうではなくて、毎月これを認めるなら毎月認めるというようなこともしっかりと通知をしていただくなり、また徹底をしてもらえればありがたいかなと思っています。2か月で公示できるという、そのようなシミュレーションがあるのであれば、いつ公告をして、これが毎月できて、翌月には県知事による借り手の公告をして、そして、いつ全体の借り手、貸し手の公告を県知事が行うというようなことまで少しシミュレーションで示してもらえれば大変ありがたいかなと思いますので、お願いします。これは、完全にそのような状態であれば私はいいのですけれども、そうでなければ、国、県へ要望をお願いしたいということではありますが、いかがでしょうか。これは、2か月でできるというのをシミュレーションはできているのです。では、それを示してもらえれば結構かと。

(小林農村振興課長)

概ね申請から先ほどのところまで2か月でできるという現状は、そのようなところまで来ているということになっております。

(中澤須坂市副市長)

2か月でもうできているのであれば、そのシミュレーションを示してもらえればありがたいので、各市町村といますか、農業委員会へ示していただきたい。そうすれば、私ど

もの要望については取り下げてもらっても結構です。もう実際にやってもらっているということであればね。

(樋口座長)

須坂市さんいいですか。この部分については、今、お話のあったように、やれる部分については精一杯やっただけなので、その辺御理解いただいて、先ほど言ったシミュレーションの話とはまた別な話として、要望事項という形の中では取り消させてもらっていいですかね。

(中澤須坂市副市長)

はい。もうほぼ2か月以内でマッチングができて公表もされるということであれば、それはいいと思うので。県でもすでに取り組んでいただいて、2か月以内に、2か月程度でしようかね、借り手の公表がされて、貸し手が公表されて、マッチング公表が2か月程度でできているのだと、このようなことで取り組んでいるというところで、実際にそうであるということであれば。それはできれば、市町村に、そのシミュレーションを示していただきたいと思います。

(樋口座長)

そういうことなので、よろしくお願いします。

議題 11 森のエネルギー推進事業の継続及び拡充について

(樋口座長)

それでは、次に移ります。議題の11番、佐久市さん御提案の「森のエネルギー推進事業の継続及び拡充について」をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の拡充等を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は県でございます。提案要旨を朗読いたします。

現在、森のエネルギー推進事業により県産材を使用したペレットストーブ設置に対する補助が行われているが、この事業は平成29年度をもって終了することである。引き続き、市民からの設置要望があることや、今後も木質バイオマス利用促進を進めていくため、事業の継続及び予算額の拡充を要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

提案されました佐久市さんの方で、補足をお願いします。

(小池佐久市副市長)

提案要旨のとおりでございます。本年度をもって終了するというようにお聞きしているわけでございますが、市民から設置要望も多くございます。また、要望を満たす補助台数がなかなか配分されていないというようなこともございますので、木質バイオの利用促進というような観点から、事業の継続とそれと併せて予算額を拡充していただくように、2点の要望でございます。以上です。

(樋口座長)

はい。県から御発言をお願いします。

(丸山県産材利用推進室長)

はい。県産材利用推進室長の丸山勝規です。よろしくお願ひいたします。日頃より木質バイオマスの利用促進について、地域の実情に合わせて取り組まれている市町村の皆様に、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

御提案の森のエネルギー推進事業の継続及び拡充については、昨年4月20日の市長会総会において、長野県自然エネルギー地域基金、及び森林整備加速化・林業再生基金の財源としての活用が平成29年度で終了することから、財源を含め効果的な支援のあり方、支援方法について検討してまいるといふことでお答えさせていただきました。

市町村、民間事業者等が行う木質バイオマスの供給利用施設、この中にはペレットストーブ、ペレットボイラー、チップボイラー等があるわけですが、それらへの支援につきましては、平成30年度の予算におきまして、国庫補助金を活用した木材産業成長産業化促進対策事業として要求しているところでございます。また、個人及び事業者に対するペレットストーブ導入支援ということにつきましては、平成14年度から県民参加による県産材ペレット利用促進ということ取り組みまして、この間、関係者の御協力を得まして県内で1,450台程度のペレットストーブが導入される見込みということになっております。新しい木質燃料であるペレットを普及する誘導策という初期の目的につきましては、一定程度果たすことができたと考えているところでございます。

平成30年度の予算におきましては、県産木材から生産されるペレットのさらなる販路拡大策としまして、県産ペレット製造者が行う個人向け販売拡大を支援するということを考えてまして、県単独事業として信州産ペレット販売拡大事業として要求しているところでございます。

ただ、本日の御意見、また、限られた財源を効果的に効率的に活用するという観点で、今のペレットストーブへの導入支援というような仕組みも含めまして、事業の実施方法について、さらに検討していきたいと考えております。今後は、県の総合5か年計画の重点施策の一つであります、「自立度の高い循環型経済県づくり」に位置付け、市町村、関係者

の皆様と連携して木材資源を地域で循環利用できる仕組みづくりとして、木質バイオマスを利用促進してまいりたいと考えております。以上でございます。

(樋口座長)

はい、ただ今の県の説明も含めて何か御意見ございますか。

(小池佐久市副市長)

何か分かったような、分からないような、否定はされていないから良しとしていいのですね。引き続き、検討材料の中に入れていただいて、ペレットの製造だけではなくて、ペレットの消費ということもやはり考えていただきながら、トータルとしてこの木質バイオについては進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(丸山県産材利用推進室長)

分かりました。

(佐藤飯田市副市長)

飯田市ですけれども、質問なのですが、財源についていろいろお話があったのですけれども、今回の県の森林税を継続するかどうかというような議論の中で、このようなものに対して税としての使い途に入れるか入れないかというような議論というのは、経過としてはあったのですか。その辺を少しお聞かせいただけますか。

(丸山県産材利用推進室長)

はい。この、ペレットストーブということなのですが、木質バイオマスの利用ということの中では、森林税を活用して、特に里山を整備する中で生まれてくる木材ということで、地域の皆様が共同して使っていくやすい、薪の仕組みづくりについて予算要求しているところでございます。ペレットストーブにつきましては、この性格が個人の財産にも当たっていくというようなこともございまして、森林税活用ではなく通常の予算で事業の仕組みができないかと、この間検討してきたわけでございます。以上です。

(佐藤飯田市副市長)

もちろん個人財産という話はあるのだろうと思いますけれども、先ほど佐久市さんからあったように、入口、出口というか、消費のところもきちんとという意味で言えば、それほど趣旨から外れているわけでもないかなとも思っていて、これから継続して検討されるということであれば、そのような財源の部分で森林税の活用のようなものも視野に入れられたらどうなのかなと思います。

(丸山県産材利用推進室長)

今後の検討課題ということで、財源につきましては、今の御意見をお聞きしていきたいというように考えます。

(樋口座長)

個人の財産に資するというのは分からないでもないですけども、ただ、需要側を充実させていかないといくら作って供給をしても、これは成立しない話だから、そのところはやはり、よく考えてもらいたいかなと思いますね。個人の資産どうのこうのという話は、枚挙にいとまがありませんから、現状において。地域振興という、その切り口の中で。そのところをどう評価するかというのは、非常に重要でね。もう一回、あとは国の森林環境税との関係と県の森林税というものと、きちんとその使い方や考え方を分けていきましようという話がありますよね。そのような話の中で、より地域にコミットしたこのようなものについては、むしろ県でもやるべきだとも思うのですけれども。

(山本千曲市副市長)

今のお話で、少し大きな話になって恐縮なのですが、この件について担当課から話を聞いたところ、この補助制度の打ち切りだというような情報が流れているようでございます。

これについては県から正式なお話などはいまだになくて、制度の継続を見込んで来年度予算編成を行っておりまして、本市におきましては、もう市長査定も終わっています。編成後の突然の打ち切りには非常に困惑し、多分、他の市さんもそうではないのかなというように現場では言っております。ですので、やはり情報提供などにつきましても十分配慮していただきたいという要望は出ております。継続していただければありがたいのですが、私どもも予算を立てたはいいけれども、財源が入ってこないと困ってしまいますので、要綱もどうするかなど、いろいろ実務的な問題も出てまいりますので、このようなことにつきましては、早めの情報提供、あるいは実情をくんでいただいて、制度の継続、そのようなことにつきましてはお願いできればと思います。

(樋口座長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本件につきましては原案どおり採択することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

はい。それでは、本件について、総会に提出いたします。

議題 12 ツキノワグマの捕獲強化について

(樋口座長)

次に、12番、上田市さん提案の「ツキノワグマの捕獲強化について」をお願いいたします。事務局から提案要旨の朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は現行制度の改善を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は県でございます。提案要旨を朗読いたします。

当市では、ニホンジカ等の有害鳥獣対策として、くくり罠による捕獲を行っているが、その際、ツキノワグマの錯誤捕獲が増加している。錯誤捕獲された個体については、全て学習放獣をしているが、現場ごとの出没頻度や出没場所、農林業被害状況、地域住民の安全確保の観点から、ツキノワグマの捕獲強化について要望する。以上でございます。

(樋口座長)

はい。提案された上田市さん、補足をお願いします。

(井上上田市副市長)

今の提案の要旨にあるとおりなのですが、実は、これは住民の皆さんからの強い要望がありまして、特に合併した旧真田町というところで、非常に錯誤捕獲が多い、あるいは、ツキノワグマの目撃情報が多いということで、非常に住民の皆さんが、子どもさん、あるいは住民生活の中で不安を覚えているという実態がございます。そのようなことから住民も、私どもで言う、自治会と言いますけれども、そちらの自治会長さん等々の強い要請がありまして、ぜひ県に要望していただきたいということがございました。

それで、この件については、上田の地域振興局にも正式な文書をお願いをして、回答もいただいておりますし、それから、たまたま「こんにちは県議会です」が、上田の真田地域で先般行われまして、そちらでも地元の猟友会、あるいは自治会の皆さんから、県議会の皆さんにもお願いをいたしました。県議会からも、副議長から議会事務局を通じて御回答もいただいております。ただ、その中で、回答にもありましたけれども、上田の地域振興局管内では全て学習放獣をしているのですが、猟友会の皆さんの横の連携でお話を聞きますと、別の地域ではどうしても学習放獣ではなくて、個体を捕殺している例もあるというようなお話を猟友会の皆様にお聞きまして、「何でこの地域は全て学習放獣してしまうんだ。」と、このような御不満もあったようであります。そのようなことで、県下統一の認識で学習放獣するもの、あるいは捕殺をするものということで、統一の基準でやっていただければありがたいかなと思っています。そのようなことで、住民の皆さんの安全確保という面からも、もう少し弾力的な管内での取扱いに御配慮いただければなということでお願いをいたしました。

(樋口座長)

県の方で、御発言をお願いいたします。

(佐藤鳥獣対策・ジビエ振興室長)

鳥獣対策・ジビエ振興室長の佐藤繁と申します。日頃は鳥獣行政、特にニホンジカの捕獲推進等については非常にお世話になっております。まずお礼を申し上げさせていただきます。

ただ今、上田市さんからお話をいただきました、錯誤捕獲に対する放獣、学習放獣ではなくて、錯誤捕獲したものに対する放獣だと理解しておりますが、それにつきましては、特にシカの捕獲推進ということで、県、市町村、地元の人たち挙げて進めている中で、全県的に錯誤捕獲が増えてきております。そのような中で、各地域から同様の御要望をいただくことが多々ございます。ただし、大変申し訳ないのですが、錯誤捕獲については法律違反になった状態、法律上、許可を受けたものに対する捕獲しか許されないのですけれども、例えば、シカ、イノシシの許可を受けた罠にクマが間違っかかってしまったという状態を正常化させているという行為でございまして、錯誤捕獲をそのままにするということは、原則的には法律違反行為になります。そのようなことで、県といたしましても、錯誤捕獲されたものを放獣するに際しては危険等も伴う作業になりますので、専門家の御紹介や、費用の助成等もさせていただきながらお手伝いさせていただいているというのが実態でございます。

ただ、先ほど上田市さんからお話もございましたように、例えば、罠にかかった場所が、錯誤捕獲された場所が、学校のすぐそばや民家のすぐ裏側というような形の中で、ここで放獣するとさすがに少し危ないだろう、というような状況や、錯誤捕獲されたクマがその周辺で頻繁にクマの被害が発生しているというような状況を見ながら、個別にやむなしで追加の許可をするという事例は県下でもございます。ただ、それにつきましても、あくまでもそれぞれの事例に対して判断させていただくという対応になってございます。この部分につきましては、錯誤捕獲したものについて放獣するのが法律上の原則であるという前提だけは、私どもとしてはいかんともしがたい部分でございまして、その部分だけは御理解いただく中で、現地で地域振興局の被害対策チーム、あと、クマの場合は、クマ対策員という専門家も派遣させていただきますので、その辺、また地域の皆様のお話をお聞きしながら、個別に判断させていただくという形にさせていただくよりやむを得ないと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

なお、実はいろいろところでお話しさせていただいているのですけれども、長野県、全国的に、定期的に最近、クマの大量出没が繰り返されるようになってきております。昨年 29 年は東北地方、北陸にかけて大量出没が発生しております。長野県の出没件数は例年に比べ少ないぐらいであったというのが実態でございますが、実は長野県の大量出没は過

去3回発生したのですけれども、どうも4年に1回起きています。平成30年がどうも4年に1回の年に当たるといふことで、今年はちょっとまずいかなというふうな考えもございまして、実は昨日から塩尻の林業総合センターに、県の地域振興局の農政、林務と農業改良普及センターの職員が集まりまして、地域の野生鳥獣に対する抵抗力を高めて出沒をしづらくする、被害を出づらくするにはどうしたらいいかということ、昨日から少し検討を重ねております。そのようなこともやりながら、極力、被害減少に向けて、被害の軽減に向けて地域の皆さんの御協力もいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、その部分についても御理解いただければありがたいと思います。以上です。

(井上上田市副市長)

はい。ありがとうございます。同じような御回答を地域振興局にもいただいています。地元の皆さんのお気持ちをお伝えしたいということが主眼でございますので、もちろん法律違反になっているということ、それから、ツキノワグマの個体を保護していかなければいけないことは十分承知していますので。ただ、先ほど室長さんおっしゃったように、非常に民家に近いところで発生した個体について、遠くまで持って行って放獣したり、あるいは頻繁に出沒する個所がやはりありますので、その辺はまた地域振興局、あるいは、県の方に御相談をさせていただいた上で、適切な対応を取っていただければありがたいと、それだけお願いしておきます。この質問で回答をいただいていますので、お困りになるようであれば取り下げます。

(樋口座長)

クマについては、生体数の確認等についてはしっかりと県の方もやっていただいて、やっていたらと思うのですけれども、その上での御対応をお願いしたいと思います。先ほどお話があったように、それぞれの地域振興局へ現実的な対応をお願いするということで、今日、意見交換ができ、御要望も申し上げましたので、そのようなことで収めていただけてよろしいですかね。

(「異議なし。」の声あり)

(樋口座長)

それでは、本件は市長会には上げないという形の中で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議題 16 高齢者の交通事故防止対策に向けた支援について

(樋口座長)

次に、議題の16番、長野市が提案しております、「高齢者の交通事故防止対策に向けた

支援について」をお願いいたします。事務局から朗読をお願いいたします。

(百瀬事務局次長)

本議題は新たな施策の要望で、新規の議題でございます。要望先は県でございます。提案要旨を朗読いたします。

運転に不安を抱える高齢者の交通事故を防止するため、安全運転サポート車の購入支援をすると同時に、運転経歴証明書の取得を希望する運転免許自主返納者に対し、交付手数料の減免をするなど、高齢者の交通事故防止施策を講じるよう要望する。

以上でございます。

(樋口座長)

若干補足させていただきますと、運転経歴証明書というものを所有しますと、タクシーなどの料金が1割ほど安くなるという特典も付けていただいているようなのです。これは交付していただくのに手数料として1,000円かかる。これは県警に納める金額なのですが、これは実は、来年度の予算の中で、長野市の担当している課からその1,000円を市として補助したいというような提案がありまして、よくよく考えてみれば、なぜ県警の手数料を市が補助しなければいけないのだという話の中で、逆にこれは県にお願いしていく話だという形の仕切りをさせていただいたというのが実態でございまして、当然のことながら、もちろん市もそうですけれども、最近、高齢者の運転による事故が大変多くなっているというような状況も踏まえて、やはりこれは県並びに県警として、きちんとその辺の部分について御協力いただきたいという趣旨でございます。

県の方から御発言をお願いします。

(黒井くらし安全・消費生活課企画幹兼課長補佐)

くらし安全・消費生活課企画幹の黒井と申します。よろしく申し上げます。

日頃から、交通安全対策、あるいは消費者行政の推進について御理解、御協力いただき、ありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。着座にて説明させていただきます。

高齢者の交通事故防止対策に向けた支援について回答させていただきますが、御提案にもありますように、交通事故に占める高齢者の割合というのは非常に高くなっておりまして、全体の事故件数というものは減少しているのですけれども、75歳以上の高齢者が第一当事者、加害者であったりあるいは単独事故で運転しているなどの原因者、第一当事者というくりになります。第一当事者になっている交通事故の件数というのは、10年前に比べまして増加しています。全事故に占める割合も5.9パーセントから9.6パーセントに増加しているという状況です。

まず、御提案の中で、安全運転サポート車の購入支援がございまして、こちらにつきま

しては、以前、香川県で65歳以上の方に補助額3万円、1,500台分を補助するという事例が新聞に載せられるなど、事例があることは承知してございますけれども、自動車メーカーでは、2020年までにほぼ全ての車種に、自動ブレーキ及びペダル踏み間違い加速抑制装置を標準装備するというような取組を進められているという情報も新聞情報などで出ています。購入支援を行う場合には、必要な方全員に平等に支援しようと思えば大変多くの予算が必要になってまいりまして、ほぼ全ての車が安全運転サポート車と近々なるであろうと思われる今、この場合では安全運転サポート車への誘導を行う必要性も乏しくなっているのではといった考えもございまして、現在、財政が厳しい中、難しいところがあると考えているところでございます。

それから、運転経歴証明書の交付手数料の減免についての御提案でございますが、こちらは今、県警において対応している事項でございまして、現在は手数料として1,000円を御負担していただいているというところでございます。1,000円という金額については、負担に感じていらっしゃる県民の方もいらっしゃると思いますが、免許返納者のうち83.2パーセントの方がこの証明書の交付を受けているという状況でございまして、この交付の割合も年々増加しているという状況でございます。このような状況を見ますと、ある程度県民の皆様には御理解をいただいているようにも思われますが、御提案の趣旨を踏まえて、減免の必要性等について県警ともまた相談をさせていただきたいと思っております。

あと、県と警察においては、高齢者の交通事故防止対策を実施している他、企画振興部が中心となりまして、「地域における移動手段の確保・補完に関する検討会」という検討会を昨年5月に立ち上げまして、交通事故の防止という側面だけではなく、高齢者が安心して暮らせる交通環境のあり方についても検討を進めているところでございます。また、現在、策定が進められています次期5か年計画の中でも、自家用車に依存しない地域づくりに向けまして、交通システムの構築を進めるといった項目も含まれて策定が進められているところでございます。県といたしましては、このような方向で検討を進めているところでありますので、御理解いただければありがたいと思っております。以上でございます。

(樋口座長)

御意見ございますでしょうか。これは逆に減免して無料にさせていただくと、県警としてもあるいは県としても、高齢者の運転に対するある種のメッセージとして、やはりきちんと出せると思うのですね。そのような意味では、ある種の誘導策、その辺をきちんと考えていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本件について、原案どおり採択することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

(樋口座長)

ありがとうございます。それでは、本件につきましては、原案どおり総会に提出させていただきます。

議題 17 県の公共関与による広域的な最終処分場の検討について

(樋口座長)

次に、議題 17 番でございます。安曇野市さん提案の「県の公共関与による広域的な最終処分場の検討について」を議題といたします。事務局から提案要旨の朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は新たな施策の要望で、再提案の議題でございます。要望先は県でございます。提案要旨を朗読いたします。

一般廃棄物の焼却に伴い発生する焼却灰の最終処分について、個々の自治体による最終処分場の整備計画は極めて困難であるため、長野県による広域的な廃棄物処理施設の再検討を要望する。以上でございます。

(樋口座長)

はい。提案されました安曇野市さん、補足をお願いいたします。

(中山安曇野市副市長)

はい。ここに書いてあります穂高広域施設組合は、1市1町4村で運営しておりますけれども、前に県の廃棄物処理事業団というものがございまして、平成の初めの頃、事業団で豊科地域に廃棄物処分場ということで計画されたのですが、その県が計画する前に、その豊科の地域で穂高広域施設組合の一般廃棄物処理場として計画しているところに、県の事業団の方からお話があって、産廃と一般廃棄物も入れる施設を造りたいということでお話がございました。そこで、組合では県の事業団の方と協力して進めてきましたけれども、断念をしたということで、事業団も20年ですか、解散されてしまいました。その後、組合としてもいろいろあちらこちらを少し模索しているのですが、なかなかやはり一般廃棄物でも今は難しい時代になってまいりました。

それで、県の計画を見ますと、平成32年の推計で最終処分場は、まだ10年4か月ぐらい持つということで計画されておりますけれども、他の市町村の方々はどうか分かりませんが、やはり広域的なものを造って、全体的に例えば4地域、前に事業団をやったように広域的に造っていただいて、そこに皆、一般廃棄物や産業廃棄物を入れられるようにしてもらえば、経費的にもいろいろな面で良いのではないかとということで、今回、御提案というか、要望をするものであります。埼玉県などにあります、リサイクルも含めたあのような大型施設は少し難しいかもしれませんが、排出したものをまたリサイクル

に使う方式なども含めながら、御検討をいただければということで、御提案をさせていただきました。

(樋口座長)

はい、県の方から御発言をお願いします。

(丸山資源循環推進課長)

資源循環推進課長の丸山良雄でございます。どうぞよろしくお願いたします。皆様には日頃から廃棄物発生抑制、それから適正処理に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

県の公共関与による広域的な最終処分場の検討についてということでございますが、県としましても、市町村の皆様が一般廃棄物の処分場の整備につきまして、重要な課題として認識し、また市町村においては、今、お話にありましたように、対応に苦慮されているということも十分認識はしているところでございます。また一方で、廃棄物処理法というものがございまして、その廃棄物処理法上の県と市町村のそれぞれの責務、役割につきましては、ここで改めて言うまでもなく、皆様方におかれましてはすでに十分御承知のことと思っております。

一般廃棄物最終処分場の整備につきましての県の考え方なのですが、過去の市長会におきましても議題として出まして、そこで回答しております。また、今年の県議会におきましても質問がございまして、知事が答弁しております。その答弁をかい摘まんで申しますと、その処理責任ということに鑑みて、まずは市町村の皆様が地域の実情に応じて主体的に御検討いただくことが適当と考えておるということで、回答を申し上げておるところでございます。

今、処理事業団のお話が出ましたが、廃棄物処理事業団のそもそもの設立の趣旨が、これは産業廃棄物の広域的な処理を行うということで、そのような意味で県の関与というのは、あくまでも産業廃棄物の広域的な処理に関して県の関与をしていくということが考えてございまして、これにつきましては、平成19年に県の関与ということでこれをプレスリリースもしまして、公表しておるところでございます。そのような考えに基づいて、実は阿智村の処分場を、今、用地を確保してその管理を、産業廃棄物の処理が処分場がひっ迫した場合には、阿智の処分場の利用を考えるということで、今、管理をしているところでございます。

今、そのような状況でございますが、県といたしましては、今までも市町村の担当職員の皆様に、一般廃棄物行政に関わる諸問題をテーマとしまして、専門家の講演や先進自治体の取組の紹介などのセミナーを実施し、また、皆様御存じだと思いますが、食品ロスの削減などごみの排出量を減らす取組を市町村の皆様とともに考えるなど、支援に取り組んでいるところでございます。おかげさまで2年連続、ごみの排出量の最も少ない県という

ことになっておりまして、今後も市町村の皆様と連携を密にして、一層進めたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

(樋口座長)

はい、それではいかがでしょうか。

(中山安曇野市副市長)

はい。今、一般廃棄物は各市町村の責務でありますけれども、ただ先ほど申しましたように、豊科の場合は組合が一般廃棄物の施設を造ろうとしていたところを、県の事業団の方が産廃を入りたいからということで、「では一般廃棄物もいいですか」ということで、そのようなお話があったということだけ御理解ください。それから、先ほどの計画の中に、民間、最終処分場の残余日数がひっ迫した際、公共関与による施設整備も必要となってくる。それから、阿智村地区に取得した用地を適正に管理していきますということが計画に載っていますけれども、将来的には、今、申し上げたような形で計画は考えるということでもよろしいですかね。

(丸山資源循環推進課長)

先ほどお話のありました10.4年というのは、産業廃棄物の処分場の残余年数が32年度で10.4年ということでございまして、これはひっ迫というのは非常に曖昧な言葉なのですが、建設の時期も考えまして、それが5年程度ぐらいになってきた場合には、建設も考えていきたいということでございます。

(樋口座長)

よろしいですか。他はいかがでしょう。はい、どうぞ。

(坪田松本市副市長)

この廃棄物法上の区分け、県と市町村の責任分野はおっしゃるとおりで、分かってはいるのですが、分かった上でお願いしていることなので。カチンと門戸を閉ざすのではなくて、例えばご承知だと思っておりますが、今、埼玉の話が出ました。新潟県のケースもあります。他の県では、共同設置という考え方も増えております。産廃であれ一廃であれ、施設の設置基準はほとんど一緒ですから、ぜひそのようなことについて、同じテーブルに着いて研究しようとするような姿勢があってもおかしくないと思うのですが。若干、そのようなスタイルでおっしゃったかもしれませんが、安曇野市さんの本当に長年の悩み、われわれ共通の悩みですので、ぜひ前向きに将来に向かっては公共の関与、県の関与でもやるのだというぜひ姿勢を見せていただきたいなと私は思うのですね。いかがでしょうか。

(丸山資源循環推進課長)

はい。市に関して言いますと、19市のそのような技術者の集まり等もございまして、過去にも今もやっているのですが、その中で最終処分場の問題につきまして意見交換をしたり、県からもアドバイスできればアドバイスしたりということも行っております。これからも、基本的には先ほどから申しましたように、産業廃棄物に関する公共関与なのですけれども、実際他県では、産業廃棄物の最終処分場の中に一廃を入れているということもございまして。そのような事例もございまして、これからも市町村の皆さんの御意見をお聞きしながら、県で協力、支援できるところはしていきたいと考えております。

(坪田松本市副市長)

支援できることについて支援してもらっているというところに、ぜひ、また主体的に関わるというか、主体的に御研究いただくこともお願いしたいと思うのですが。今の市町村のやりとりや県知事の考えは承知してはいますけれども、少し局面が変わってきていますので、従来の主張ばかりになってちょっと失礼ですが、少し踏み込んで考えていただくことはできないのかなということは、ずっと思い続けています。われわれの松本市からも地元の県議懇談会でも毎回要請はしていますけれども、今の話でとどまっていますので、ぜひ他県にある事例を研究していただきたいなと思っています。

(樋口座長)

この問題は、本当にどの市も大変な思いをしている部分でありますので、支援ということよりも、やはり当事者意識をとにかく持っていただいて、一緒に同じ歩みをしていただくという姿勢で臨んでいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、本件につきましては原案どおり採択するというところでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし。」の声あり)

(樋口座長)

はい、それでは、総会に提出させていただきます。

議題 23 市街地再開発事業補助金の継続について

(樋口座長)

次に、議題の 23 番の上田市さん提案の「市街地再開発事業補助金の継続について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は特に市町村への財政支援等を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は県でございます。提案要旨を朗読いたします。

市街地における土地の有効活用や快適で暮らしやすいまちづくりの推進を図るため、今後も補助金制度の継続を要望する。以上でございます。

(樋口座長)

提案された上田市さん、補足説明をお願いいたします。

(井上上田市副市長)

事務レベルの話でお聞きしたのですが、この市街地再開発事業の補助金を、新年度、県では廃止するというようなお話がありまして、私どもでは現在すでに計画がある、開発と申しますか、マンションなのですけれども、商業施設を造ったり、あるいは公開空地を設けたようなマンションの計画も今あります。現在進んでいるものもあるのですけれども、その事業者あるいはそのデベロッパーと調整をしている中で、この補助金を基に事業計画を立てたものが、県でもう補助を打ち切られますと、市がその肩代わりをすればそれはいいのですけれども、事業全体が成り立たなくなるということがございまして、ぜひとも新年度も継続をしていただきたいということで、この場をお借りしてお願いするものであります。以上です。

(樋口座長)

県の方で御発言をお願いします。

(藤池都市・まちづくり課長)

建設部都市・まちづくり課長の藤池でございます。どうぞよろしく願いいたします。

日頃から、皆様には、都市政策、まちづくりに対して御尽力いただきまして、感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

御提案にございました市街地再開発事業補助金でございます。都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与するため、市町村等が行う都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業の経費に対して、県が補助金を市町村に対して交付するものでございます。この施策は、土地の合理的かつ健全な高度利用の促進、都市機能の更新、防災機能の向上、市街地におけるにぎわいの創出の観点から、重要な事業であると認識をしております。

この事業ですが、歴史が古くございまして二通りの事業から成り立っておりまして、国が補助します市街地再開発事業、それからもう一つ、優良建築物等整備事業、この事業に対しまして、市街地再開発は昭和53年から、優良建築物においては63年から行っております。当該事業につきましては、平成24年に交付要綱を見直しいたしまして、県の補助要

綱ということで事業を継続しております、平成 29 年度も 2 事業で実施をしているところでございます。

先ほど上田市さんから話がありましたが、新規はやっていかないということではなくて、この事業の関係につきましては継続をされております。少し私どもの説明が不十分かということで申し訳なかったと思うのですが、ただ個々の計画につきましては、先ほど申し上げました県の交付要綱との整合性などを確認させていただき、御提案の趣旨を今後も事業効果の検証を踏まえながら、皆様と一緒に快適で暮らしやすいまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(樋口座長)

上田市さん、いかがですか。

(井上上田市副市長)

今のお話で、市街地再開発事業と、それから優良建築物等整備事業に対する補助なのですけれども、私どもで 30 年度、新規採択地区として 1 地区、約 1,900 平方メートルなのですが、お願いしたところ、今のお話では、これについてはその優良建築物等整備事業の、いろいろな県の採択基準に合わないという、そのようなことでのだめだというお話と捉えてよろしいわけですか。

(藤池都市・まちづくり課長)

はい、そういうことでございます。

(井上上田市副市長)

現在、進行している事例があるのですけれども、継続事業があつて、それはおそらく県の補助をいただけることになっていると思うのですが、具体的に担当課にはこの点とこの点で合わないというようなことがあるのか、あるいはその採択基準が厳しくなったのか、その辺はいかがなのでしょう。

(藤池都市・まちづくり課長)

採択基準そのものは変わってございません。現在、上田市さんにも継続中の事業がございます、その案件については要綱と合致していますけれども、今回の場合、担当課には御説明をしておりますが、その整合性について、確認できない部分があるということです。

(井上上田市副市長)

その辺の採択基準、業者との関係もありますが、その辺は県の採択基準に合うような形

の計画作りをすれば、採択いただけるという状況があるということによろしいのですかね。

(藤池都市・まちづくり課長)

来年度については、難しいです。

(井上上田市副市長)

はい、分かりました。事業者の計画もありますので、もう一度ご担当の方と皆さんと協議をさせていただくつもりでいますけれども、相当厳しいという話は聞いていますので、また改めて課長さんにお伺いするかと思います。制度自体は残るということですので、そのような形であれば、この要望については個別の要望になりますので、取り下げをいただいで結構です。

(樋口座長)

いいですか。はい、どうぞ。

(林伊那市副市長)

伊那市ですけれども、伊那市も優良建築物の事業計画があるわけですが、国の基準で国の補助金は出る。ただ県で、24年ですか、見直しをした要件、補助要件には合わないの無理だというような話をいただいているわけですが、その補助要件等を若干、今後見直ししていただけるようお願いはしていきたいなと思っています。なぜかと言うと、地方ではだんだん人口が減ってきている中で、また地域の活性化のためにも共同事業で行う、若干の商業施設や住民が住んでいただける、賃貸でもいい居住空間が持てるということになれば、県でもその補助要件等の見直しをいただいで、地方の都市の支援をしていただければなと思うところでもありますので、ぜひ継続するというので、この案件そのものの取り下げは結構ですけれども、県の補助要件等の見直しをぜひいただいで、地方都市への支援をしていただければと思います。

(樋口座長)

他はいかがでしょう。はい、どうぞ。

(米窪塩尻市副市長)

私どもは、特に優良建築物等整備事業につきましては継続的に取り組ませていただいでおりまして、いくつか案件をやらせていただいたところがございます。最近、やはり、特に中心市街地における空地の問題や老朽化の問題など、やはり、特に優良建築物等整備事業の重要性というのは非常に高まっていると感じております。従いまして、県の施策あるいは国に対しても、この事業に関してぜひ予算の拡充など制度の一層の拡充を求めるため

に応援をさせていただく。これは取り下げではなくて、継続してこの補助金制度を拡充していただきたいというようにお願いするものでございます。

(井上上田市副市長)

今、お話があったとおり、国の補助は補助要綱に従って、おそらく、これまでどおりいただけると思うのですね。県が24年に見直した内容というのも分からないではないのですが、同じく私どもも独自で見直しをして補助金額は大幅に減らしました。ただ、一度に国は制度として認めているのに県は認められないのだと、この辺の整合性というのは私はやはり少し疑問に思うところはあるのですよ。ただ、県の財政が厳しいことは十分わかるのですが、その辺、もう少し先ほどおっしゃったように、別の市からあったように、制度をもう少し柔軟な対応をしていただけないかという気持ちはあります。ただ、これは今、補助制度の継続を要望するという提案になっていますので、これは先ほど他の市からあったように、補助制度の採択要件をもう少し緩和していただきたいというような、そのような内容に変えて改めて検討させていただければありがたいと思うのですね。そうすれば、今、いろいろお話のあったことに整合するかと思います。

(樋口座長)

どうでしょうか。私が聞いているのは、確かに国の採択要件よりも厳しいという話は盛んに聞いています。再開発事業というのは、まちの再生にとっては非常に有効な手段であることは間違いないので、これについては、やはり県としても前向きに協力、対応していただきたいと思いますので、今、提案していただいた上田市さんから継続ということではなくて、採択要件の緩和をとということでお話ございましたけれども、そのような形にして改めて提案させていただくということによろしくございませぬ。

(市川事務局長)

座長、すみません。では、取扱いを、これは一度取り下げていただいて、4月29日の総会に直接、いわゆる再提案というような格好を取るとことだと思っております。その際、趣旨に御賛同の市が今ありますので、複数市提案でも構いませんので、御賛同いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(樋口座長)

では、そのような形にしてください。いったん、この案件については取り下げていただいた形で改めて提案していただくということで、その提案の内容の趣旨については、今、ここで出た意見を尊重させていただきながら、提案市につきましては局長から話がありましたように、できるだけ多く提案市になっていただければいいのかなと思いますので、そのような形で提案させていただきたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし。」の声あり)

(樋口座長)

それではそのように取り扱いさせていただきます。

議題 25 マイナンバーの取り扱いに係る教育研修の実施について

(樋口座長)

それでは次に、議題の 25 番、塩尻市さんが御提案をされています「マイナンバーの取り扱いに係る教育研修の実施について」をお願いします。事務局から説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は新たな教育研修の実施を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は県でございます。提案要旨を朗読いたします。

マイナンバー法において、特定個人情報ファイルを取り扱う事務従事者に対して、サイバーセキュリティ研修の実施が義務付けられている。この事務に関しては、全国の市町村に関わり、個人情報保護を取り扱うデリケートな事務であるので、県下統一した情報共有・認識の下、個々の市町村で多額な経費をかけて行うより、広域的に、効率よく研修が行われるよう、県主導による研修の共同開催を要望する。以上でございます。

(樋口座長)

はい、提案されました塩尻市さんから補足ををお願いします。

(米窪塩尻市副市長)

提案趣旨のとおりでございますので、それぞれの市町村で取り組んでいる、あるいは取り組めと言われている研修でございますので、ぜひ県と市町村と一緒に、取り組んでいただければなと要望するものです。

(竹村情報公開・法務課長)

情報公開・法務課長の竹村と申します。よろしくお願いたします。マイナンバーの対応につきましては、共通の課題として情報共有を図りながら、共に検討をさせていただきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

ただ今、御説明いただきましたとおり、マイナンバーを含む個人情報の保護に関して、マイナンバー法によりまして、各自治体に事務従事者を対象としたサイバーセキュリティ研修の実施が義務付けられているところでございます。法では義務付けられてはいるものの、研修内容に関して明確な基準が示されていない中であって、県においての取組ですけ

れども、県では地方公共団体情報システム機構、こちらは自治体出資による法人でして、自治体向けに情報セキュリティ関係の研修サービスを無償で提供しているところですが、ここが提供いたします「eラーニングによる情報セキュリティ研修」を職員に受講させ、この研修と見なしているというのが県における現状でございます。このeラーニングにつきましては、自治体の職員であれば無償で受講できる研修ですので、もしまだ御活用されていないということであれば、ぜひ御活用いただければと思います。

問題は、この研修で必要十分と言えるかどうかという点でございますけれども、この他にどのような研修を行えば、この義務を果たすことになるのかというのが非常に悩ましいところでございます。

本年1月18日付で、平成30年度の特定期間個人情報安全管理措置セミナーの御案内を申し上げ、御希望を今お聞きしているところでございますが、研修を含む特定個人情報の安全管理措置全般につきまして、国の個人情報保護委員会の事務局から担当がお見えになり説明が行われるという予定でございますので、ぜひ市町村の御担当の皆様にも御参加いただければと考えております。このような機会を捉えまして、どのような研修が必要なのか、しっかり確認等も取らせていただきたいと考えているところであります。できれば、重複のない無駄のない範囲で行うべき研修を特定した上で、どのような形で研修を行うのが効率的で、また効果的なのか、検討してまいりたいと考えておりますので、その際にはまたぜひ御相談等をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、マイナンバー対応というのはオールジャパンで対応すべき共通の課題でありますので、情報共有をしっかりと図りながら、共に検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(樋口座長)

よろしいですかね。では、本件につきましては原案のとおり採択させていただいて、提出したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

はい、ありがとうございます。本件を原案のとおり総会に提出することといたします。

議題 19 長野県統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進と財政支援について

(樋口座長)

それでは、戻りまして、議題の19番、小諸市さん提案の、「長野県統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進と財政支援について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は特に市町村への財政支援等を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は国及び県でございます。提案要旨を朗読いたします。

教職員の業務改善に向けて取り組む「統合型校務支援システム」の導入について、長野県が主体となり、全県統一仕様のシステムとして早期に共同調達、共同運用することを要望するとともに、導入にあたっては市町村への財政支援を要望する。以上でございます。

(樋口座長)

はい。小諸市さん。御提案の説明をお願いします。

(濱村小諸市副市長)

はい。今の趣旨のとおりですけれども、今、通常国会でも働き方改革という形で関連法案等を提出している状況の中で、特に教育現場においては、学校の先生の超過勤務というものが非常に問題になっているわけでございます。昨年の8月に、国の中央教育審議会において、「学校における働き方改革に係る緊急提言」というものが出されました。その中で具体的な改善策の一つとして、都道府県単位で共同調達・運用するような統合型校務支援システムの導入といったものが提言されているところでございます。

御承知のとおり、これは、児童あるいは生徒の成績処理などのO A化、先生たちの教職現場における環境改善といったものでございまして、先生たちが勤めるところは市町村立の学校かもしれませんが、異動自身が市町村をまたいで県下を広く異動するような状況でございます。他の市町村に行くと別のソフトを使わざるを得ないのだとか、またソフトが入っていないなどといったことは非常に非効率であって、そういったこと自身がそもそも働き方改革にはならないようなところがあるわけでございますから、ぜひ、そのことにおいて、県として統一した仕様での調達・運用を希望するものでございます。

ただ、これにおいては、この提案理由には書かなかったのですけれども、昨年の11月15日に県の教育委員会の方で、「学校における働き方改革基本方針」というものが出されております。その中で、ただちにに取り組むこととして、「システムの標準的な仕様を検討する」と書いております。まず、検討というような形になっておりますけれども、ぜひ、これを早急に検討していただきたいということと、県の方針では、「3年から5年の間にこのシステムの導入を目指す」と言っております。検討して速やかにこれを統一的なものとして導入していただくとともに、ぜひともその財政支援をお願いしたい。なぜならば、教育方針や教育の考え方は、市町村独自でいろいろ特色のあるような教育も進めているかもしれませんが、働き方改革といった中で先生たちの働く環境の場づくりがございまして、これはどこへ行っても同じ環境で働いてもらうことがベストでありますし、やはり、これから学校の先生が就職先として嫌われるようでは困るわけですから、そういった意味でも

市町村で差があることがないように県の方でも財政支援をお願いしたいと思っています。

(樋口座長)

はい。県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

はい。これにつきまして、県と市町村で共同設置いたしました、ICTを活用した質の高い学びの実現検討プロジェクトチーム、それと小中学校業務改善推進協議会が合同で校務支援システムの検討に関するワーキンググループを設置しまして、現在、このシステムの統一仕様の検討を進めているという状況でございます。ここで統一仕様案をつくっていくわけですが、それを基にしまして、今、申し上げました合同プロジェクトチーム、あるいは協議会で検討を進めるとともに、共同調達・共同運用のあり方についても、そのICT検討プロジェクトチームで検討するというような予定になっております。また、平成30年度より、統合型校務支援導入のモデル地域を指定しまして、試行を始められるように現在調整しているというところでございます。

なお、セキュリティ対策につきましては、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえた上で、市町村の情報政策担当とも連携しつつ、検討する予定でございます。

また、ICT機器等の整備に関しましては、過去、平成26年度から29年度にかけて地方交付税措置がされているところでございます。このICTの整備につきまして、平成30年度以降に関しても国において調整が進められているということから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

(樋口座長)

何か御意見はございますか。

検討の方は、今、進めていただいているようでございますけれども、先ほどからございましたように、先生に余計なストレスをかけるということは好ましいことではないと思いますので、パンドラの箱が大きく開く前に、県のリーダーシップを期待したいと思います。この件につきましては、原案どおり提出させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

はい。そのように取り扱います。

議題 20 小中学校等における医療的ケアのための看護師配置に係る財源措置等について

(樋口座長)

それでは、次に進みます。

議題 20 番、松本市さん提案の、「小中学校等における医療的ケアのための看護師配置に係る財源措置等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は特に市町村への財政支援等を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は国及び県でございます。提案要旨を朗読いたします。

日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、看護師等を活用して医療的ケアを実施しているが、今後も対象となる児童生徒の在籍が増大する。制度改正によって、経費に係る県負担分が普通交付税措置に変更になったとのことだが、全額確実に補てんされるよう要望する。また、看護師等の不足については、引き続き人材確保に対する県の協力を要望する。以上でございます。

(樋口座長)

松本市さん、補足をお願いします。

(坪田松本市副市長)

はい。「全額確実に補てんするよう要望する」という意味は、昨年の市長会の総務文教部会で普通交付税に算入されるということが確認をされていますが、29年度の交付税算定の台帳を見る限り、本当に算入されているのかどうか確認ができないということで、われわれの他にも安曇野市さん、須坂市さん等もありますので、確認できれば教えていただきたいのですが。しっかり確認できませんので、それはどこに算入されているか、きちんとしていただきたい。少なくとも30年からきちんと算定をして、入れていただくようお願いしたいということでございます。他市の事例等も分かりましたら、教えていただきたいと思っております。

(樋口座長)

県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

今、御説明があった、どこに算入されているかということは、私もすみません、即答はできないのですが。この制度改正に伴う市町村の負担分につきまして、負担費用が3分の1から3分の2に引き上げられる措置が取られたと聞いています。細かい話につきましては、また改めて確認できたところでお答えしたいと思います。そのような形でよろしいで

しょうか。

(坪田松本市副市長)

よその市の確認はできていますか。よその市の確認。承知しているかどうか、確認できているか、交付税算入の。例えば上田市さん、長野市さん、安曇野市さんどうですか。

(井上上田市副市長)

財政担当に確認しましたが、分からないですね、やはり。どこに入っているか、確認できないです。私たちは承知しておりません。

(中山安曇野市副市長)

一応聞いた話だと、括弧して「相当額」と入っているけれども、実際に入っているかどうかの項目がない。

(樋口座長)

他はどうでしょう。

(中澤須坂市副市長)

須坂市も28年度には確認したのですが、この28年度の交付税相当額。これについて、単位費用というようなところに入っているのではないかということで、確認できませんでした。

もう一つは、極めてこの補助額は、例えばこのように医療的ケアが必要な時間帯だけしかみてくれないというようなことですから、例えば3時間も4時間もいても、その1時間だけしかみてくれないと、このようなことを言っていましたけれども。ただ、どこに入っているかについては確認できませんでした。

(樋口座長)

ちなみに、長野市は中核市ということもあって。

最初から実施主体なものですから、補助というものは基本的になかったのですね。そのような状況ですね。よろしいですか。

(坪田松本市副市長)

ということですので、例えば松本市を御覧いただいて、29年の248万8,000円というのは、看護師3人が時間で学校へ行ってそのケアにあたるという人件費等ですが、国の分はしっかり3分の1算定されていますので、算定することが明らかになっていますので、どこに入れますということを表記してもらおうと普通交付税細目をこう追っていくと大体見

当がつくのですね。ですから、これは総務省だと思いますが、きちんと入れてあるよという情報をいただければいいと思いますので、事務的に出して恐縮ですが、財源の振替が行われた以上、きちんとすべきだと思います。お願いいたします。

(竹内市町村課長)

では、今、私が言ったとおり、それはしっかりどこに入っているかをできれば明示してほしいという話はしていきたいと思います。

(樋口座長)

これはそのような趣旨でありますので、この提案につきましては、原案どおり採択するという形でよろしゅうございましょうか。

(「異議なし。」の声あり)

(樋口座長)

それでは、異議がないようでございますので、原案どおり総会に提出をさせていただきます。

議題 21 介護予防・日常生活支援総合事業に係る補助金交付要件の緩和について

(樋口座長)

次、21 番です。長野市が提案しています、「介護予防・日常生活支援総合事業に係る補助金交付要件の緩和について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は特に市町村への財政支援等を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は国でございます。提案要旨を朗読いたします。

地域包括ケアシステム構築のため実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、国の地域支援事業実施要項及び介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインに定める、介護予防・生活支援サービス事業の補助対象の要件の緩和を要望する。以上でございます。

(樋口座長)

本件に関しましては、皆さんが今どのような状況なのか承知していませんけれども、長野市におきましては、いわゆる総合事業という扱いの中の要支援 1、2 の皆さんに対しての、要するに通いの場を住民参加のボランティアによる形の中で構築しようというような話がある中で、今、地域の方にそれぞれ担当が入りまして、その辺の打ち合わせをしているのですが、ここの部分の支援というものは大変プアでありまして、基本的には人件費

等、いわゆる有料ボランティアのようなものは認められている話の中で、今、構築されています。1回や2回の話であれば、それはボランティアで成立するのだらうと思いますけれども、定期的に頻回にサービスを提供するというような制限もついているのですね。そのような話の中で、ましてや今、働き方改革、女性の社会進出も促進している中で、誰が一体やるのだというような議論も実は出てきている部分があります。この制度設計について大変不安定なものを感じていますので、その辺につきまして、国の方に要望を申し上げていきたいという趣旨でございます。県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

はい。この事業の住民主体による支援では、地域住民等が主体的に行う活動に対しまして、市町村が支援しサービス提供体制を構築することを目的ということから、地域の実態に応じて、柔軟に対応できるものであることが肝要であると認識しております。

県としては、これまでも国に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたりましては、安定的で十分な財源の確保、それと対象事業の拡大を要望してきたところでありまして、今後も引き続き、これらを要望してまいりたいと考えております。

(樋口座長)

御意見はございますでしょうか。

これは、よく言われている2025年の団塊の世代の大きな波をどうやって越えていくかという、国としての政策だということとはよく理解できるころではあります。一方で、その団塊の世代に合わせて、施設あるいは介護要員を増やしていけば、その後はどうするのだという問題を回避するために、安く合理的にやることはいいのですけれども、それにつけても、きちんとした制度設計をしていただく中で住民の皆さんがやはり気持ちよく参加していただけるような環境をつくらないと、本当に絵に描いた餅になりかねないというような危惧をしております。そのような意味でも、この件につきましては強く要望していただきたいと思っています。

よろしゅうございますか。それでは、原案どおり採択することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

(樋口座長)

それでは、本件につきましても、総会に提案させていただきます。

議題 22 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について

(樋口座長)

次に議案第 22 号、長野市他、11 市提案の、「国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について」をお願いいたします。事務局から提案要旨の朗読をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は特に市町村への財政支援策等を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は国及び県でございます。提案要旨を朗読いたします。

循環型社会形成推進交付金制度は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において、実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。また、全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境制度整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。以上でございます。

(樋口座長)

提案をした市は多くございますけれども、代表いたしまして長野市から補足説明をさせていただきます。

それぞれの市におきまして、このことに関しましては、先ほど県の方の関与もという話のある中で、大変厳しい地元交渉、あるいは対策を講じられていると思います。やっとなら工にこぎつけるというような状況の市もあろうかと思っておりますけれども。そのような状況の中で、やはり間髪を入れず、建設を進めるということが何よりも重要だと思っておりますので、その点について強く国の方に要望していただきたいということでございます。その他それぞれの市に事情があると思っておりますけれども、これだけは言っておきたいという方がいらっしやいましたら、提案市の中からお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(田丸東御市副市長)

大変申し訳ございませんが、東御市も、ひとつ、提案市に加えていただきますようお願いしたいと思います。

(樋口座長)

はい。補足の方はございますか。それでは、県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

はい。このことについては、本年度交付金の確実な予算措置、それと全ての施設の用地費及び撤去費並びに周辺環境整備に要する経費を交付対象とする制度の拡充。これらにつきまして、国等に対し、何度も要望活動を行ってきたところでございます。今後も市町村

等と協力しながら、国等に対して、これらの予算確保について要望してまいりたいと考えています。

(樋口座長)

本件につきまして、先ほど東御市さんの方から提案市に追加という話がありましたので、原案に東御市さんを提案市の中に追加させていただきまして、採択することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

(樋口座長)

はい。ありがとうございます。それでは、これも修正した形で総会の方に提出いたします。

議題 24 2019 年度以降の地方一般財源総額の確保について

(樋口座長)

次に議題 24、飯田市さん提案の、「2019 年度以降の地方一般財源総額の確保について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は地方一般財源の確保についての要望で、新規の議題でございます。要望先は国でございます。提案要旨を朗読いたします。

地方の安定的な財政運営を確保するため、骨太の方針 2018 等において、2019 年度以降の地方一般財源総額を 2018 年度の水準で確保することを明記することを要望する。以上でございます。

(樋口座長)

提案市であります飯田市さん、補足説明をお願いいたします。

(佐藤飯田市副市長)

はい。提案理由はここに書いてあるとおりです。骨太の方針 2015 の中で、「2018 年度までの地方一般財源総額が 2015 年度水準を下回らないように実質的に確保する」、そのようなことが書かれていたということで、2016、2017、2018 というこの 3 か年については、一般財源総額が確保されてきたと、そのようなことなのですけれども、この 2015 の話は、来年度、2018 年度までであって、2019 年度以降の地方一般財源総額の確保については、次の骨太の方針にしっかり書いていただかないといけないということで。地方一般財源総額に

ついて、常々の話題ではあるのですが、この夏の骨太の方針に、ぜひ、これを書いてもらわないといけないということです。これは当然総務省もそうでしょうし、地方六団体もそれに向けて動くということになると思いますけれども、長野県の市長会としても、そのようなことにしっかり取り組むのだということは必要かと思えます。

それで、提案しておいて申し訳ないのですが、件名も、一般的な、「地方一般財源総額の確保について」という書き方よりは、「地方一般財源総額確保の骨太の方針 2018 への明記について」という格好で、件名自体に「骨太の方針」を書いてもらうことについての要望というようにした方がいいかと、今、読んでいて思ったのですが、そのようなことも含めて御審議いただければと思います。よろしくお願いします。

(樋口座長)

県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

はい。私が御挨拶の際に申し上げたとおり、2019 年度以降の地方一般財源総額の取扱いは、今、飯田市さんの方から御説明があったとおり、決まっておられません。今後、夏の骨太の方針 2018 等に向け、地方の基金残高に関する議論も含めまして厳しい折衝が予想されるところでございます。地方の実情に沿った、きめ細かな行政サービスを十分担えるように、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保につきまして、引き続き、市長会様等々と連携して、県も国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

(樋口座長)

さて、今、提案市の飯田市さんの方から、その「総額の確保について」ということではなくて、「明記について」という、表記の方がというお話がございましたけれども、それについていかがでしょうか。

(市川事務局長)

趣旨は明記してもらえば、今の状況で明記することによって担保されていますが、明記よりは、本来のこの最初の趣旨の方が大事なのですね。別に明記しなくても、確保されればいいわけでしょう。私は、そのような意味でこのままの方がいいのではないかというように理解していますが、いかがでしょうか。

(佐藤飯田市副市長)

そうは思いますけれどもね。要するに今回の夏に向けて、特定の話として活動するというような意味では、骨太に書いてもらうというこの一点集中という考え方もあるかなと。

(樋口座長)

私も少し気になったことは、要旨のところには先ほどの、「確保することを明記することを要望する」となっているのではないですか。そこまで言わなければいけないのかということ、逆の言い方をすると、やはり国と地方自治体というものはそうは言っても信頼関係にありますよね。そうしたときに、「明記」ということまで表記してしまうことが本当にいいかどうか、なかなか、やはりある部分、大人の関係のようなどころがありますからね。そのところが逆に引っかかっています。ですので、表題は、局長が言った部分はそうなのだろうと思いますけれども、どうでしょうね。

(坪田松本市副市長)

飯田市さんが「明記」ということにこだわるのがちょっとわかるころがありまして、先ほどの竹内課長さんが冒頭におっしゃった、19年にはきっとその基金の方に手がつくのだというように予想しているわけですね。われわれが持っているさまざまな基金が、そもそも国から言わせると多すぎるのではないかと。やはり19年には怪しいかなと感じるところがありますので、それにこだわって、「明記」ということをおっしゃっているのかなと思うのですが。危ない状況にあると思いますので、今、しっかりと2019で確保するということについて、きちんと要求しなければいけないということは今から思います。

一方で、基金を持っているということについて、われわれの反論というか、地方の、市長会の反論というか、いや、そうではないのだということをしつかりやってもらいたい。ここでは、すぐにどうということはありませんけれども、今後の課題としてあるなど思っています。

(樋口座長)

今、松本市さんから御意見をいただきましたが、他はどうでしょうか。もうお一人、お二人、御意見を聞いた上で、飯田市さんに振りたいと思っているわけですが。

(堀内駒ヶ根市副市長)

やはり、一般財源の総額確保ということだけだと少し弱いという気がするのですよね。だから、2019年以降というかわゆる、「骨太の方針2018に明記をして、一般財源を確実に確保すること」というような書き方で、やはり意思をしつかり出した方がいいのではないかと思います。

(樋口座長)

他にどうでしょうか。今、「確実に」というお話をいただきました。その辺を逆に入れるということも方法論としてはあるかと思いますが、やはり、「明記」という言葉そのものがないかどうかということが少し引っかかるのですよね。

(佐藤飯田市副市長)

一般財源総額確保ということもいつもの話ということなので、それについては、いつ、どのようなタイミングで言ってもそのようなことなのですから。この4月の総会で決議をして、すぐ活動に移すという意味でいけば、「骨太」に書いてもらうというこの1点だと思うのです。ですので、件名はこのままで結構ですが、提案要旨には、ぜひ、その「骨太の方針への明記」ということは書きたいと。提案市としての意思です。

(樋口座長)

では、採決を採ります。ただいま提案市さんから話がありました、「確保」でよろしいですね。この表題は、このままで。それで、とにかく言ってみれば原文のとおりですよ。それで採決させていただきたいと思っておりますけれども、賛成の方の挙手をお願いします。

(中澤須坂市副市長)

少しいいですか。

(樋口座長)

はい、どうぞ。

(中澤須坂市副市長)

先ほどの、確かに飯田市さんがおっしゃられるように骨太の方針のところでしたっきり書いてもらう。これも大事なことだと思いますので。先ほど駒ヶ根市さんがおっしゃったように明記するとともに、財源をしっかりと確保すると、その二つ書いてもらっていいですかね。

(佐藤飯田市副市長)

あえて書くとすれば、「明記することにより」です。

(中澤須坂市副市長)

この「骨太の方針に明記するとともに」か、「明記することにより」、どちらでもいいですけれども、「一般財源の総額を確保すること」。両方書いた方がいいですか。確実性、可能性を持たせるには、「財源の確保」や「明記する」など、両方を示してもらった方がいいと思う。私はどちらでもいいような気はするのですけれども、より明確にするということであれば、このままでどうかと思っておりますけれども。

(樋口座長)

明確にするということであれば、今の提案要旨のままでいいと思いますので。文章はいろいろ足すことはできますけれども、その明記という部分についても御了解いただければ、それはそれで、これでいいのではないかと思いますけれどもね。それも含めて、もう1回挙手で採決したいと。

はい。お願いします。賛成の皆さん。これでいいではないかという。

(挙手多数)

(樋口座長)

はい、分かりました。本件につきまして、原案どおり採決するということで、総会に提出したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議題 26 「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく、国からの情報提供、指導及び助言について

(樋口座長)

最後の議題です。議題の26番、小諸市さん、それから佐久市さん提案の、「『部落差別の解消の推進に関する法律』に基づく、国からの情報提供、指導及び助言について」をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

(百瀬事務局次長)

本議題は国からの早期の情報提供等の要望で、新規の議題でございます。要望先は国及び県でございます。提案要旨を朗読いたします。

平成28年の12月に施行された『部落差別の解消の推進に関する法律』に基づき、国は部落差別の解消に関する施策を講じるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために、必要な情報の提供、資料及び助言を早期に行うことを要する。以上でございます。

(樋口座長)

まず、提案されました小諸市さんからお願いします。

(濱村小諸市副市長)

はい。今、お話のあったとおりなのですが、28年の12月に、この「部落差別解消の推進に関する法律」が成立されております。ところが、実態はやはり部落差別自体はなくなっていないくて、特に結婚問題やあるいは新しい差別のやり方として、ネットによる差別事象。こういったことが出ているわけでございます。これは、ひょっとしたら、県内でも地域によって差があるのかもしれませんが、こういったことを市はもちろん、関係す

る団体も非常に重要視しておりますが、法律を作ったはいいけれども、その後、国の方から何の動きもない状況であります。団体からは、国が法律を作ったまま何も動きがないといったことで、非常に強い要望が出てきております。そういった意味で、国に対して必要な情報提供等を多く要望するところでございます。

(小池佐久市副市長)

小諸市さんの方から発言をいただいたとおりでございます。端的に言えば、1年経過して、そろそろしびれを切らしてきた頃かという感じだろうかと思えます。私どもの部落会の方からも、結構こういったプレッシャーがかかってきています。このようなことで、ぜひとも要望をお願いしたいと思えます。

(樋口座長)

はい。では、県から御発言をお願いします。

(竹内市町村課長)

はい。国におきましては、現在、法に基づきます「部落差別の実態に係る調査」につきまして、当該調査により新たな部落差別を生むことがないように留意しつつ、検討が進められていると聞いております。県といたしましては、国における上記実態調査に係る検討や、「地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策推進のために必要な情報の提供、指導・助言」の実施につき、引き続き国の動向に注視してまいりたいと考えております。

(樋口座長)

はい。本件について御意見はございますか。よろしいですね。

(「異議なし。」の声あり)

(樋口座長)

それでは、本件につきまして、原案のとおり採択させていただきます。

以上で、各市から提案がございました議題の審議が終わりました。長時間にわたりまして、ありがとうございました。ここで御審議いただきました議題の取り扱い等につきまして、確認の意味ということで、市川事務局長から説明をお願いします。

(市川事務局長)

はい。大変御熱心に、また長時間にわたりまして、御審議いただきましてありがとうございました。

それでは、4月19日に開催予定の第142回市長会総会の審議事項につきまして、ただい

まの御審議の上での対応を確認させていただきたいと思います。

まず、提案どおり採択し総会へ送付する議題でございますが、全部で19件となります。番号で御確認をお願いしたいと思います。

1番から3番、5番から7番、10番と11番、そして13番と14番、16番から21番、24番から26番。

もう一度申し上げます。1、2、3、5、6、7、10、11、13、14、16、17、18、19、20、21、24、25、26の19件です。

次に、本日の審議結果を踏まえまして、文言を一部修正して総会へ送付する議題でございますが、4番、こちらは件名に「等」を入れ、給食施設、下限額の見直しを加えるという内容になろうかと思えます。

8番。「予算の確保」を加えるということでございますので、従いまして、件名の方も「等」を入れるなどの変更が必要かと考えます。

15番。件名を一部修正させていただきます。

22番。提案市に東御市を追加するというでございます。

以上、4番、8番、15番、22番の4件でございます。

それから、今回取り下げとします議題でございますが、9番、12番、23番の3件となります。

23番につきましては、改めて総会に向けて提案をしていただくということで、補助要件の見直し等の観点から再提案ということでございます。また、御賛同いただける市においては、御一緒に共同提案ということで御検討いただければと思っております。

総会へ送付いたします議題につきましては、本日の審議を踏まえまして、事務局で先ほど申し上げた一部修正のものが中心になりますが、文言等を整理いたしまして、各市へお知らせいたしたいと思います。追加の意見や文言の修正等がございましたら、お手数でも事務局まで御連絡いただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

(樋口座長)

ただいまの説明につきまして、よろしいですね。

(中澤須坂市副市長)

はい。ありがとうございます。先ほど、9番の土地中間管理事業における手続きの期間の短縮については取り下げでいいのですが、これは昨年の、先ほどの県の農政部の話だと、7月より2か月程度で認可が下りるという改善策を講じたということでもありますので、取り下げると。このようなことでもあります。もし、書くか書かないか、取り下げる理由を明確にしてもらえばいいかと思えます。

(市川事務局長)

御心配なく。私の方で報告する際には、「このような趣旨で取り下げとなりました。」、または「再提案とすることとしました。」ということをご報告します。

(樋口座長)

ということでよろしいですね。はい。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

II 意見交換

(樋口座長)

次に、2番の意見交換に移りたいと思います。須坂市さんの方から、「非常勤嘱託職員の処遇改善等の各市の状況等について」ということでの意見交換の申し出がございましたので、時間の許す限り、あまり時間は正直ないのですが、行いたいと思います。須坂市さん、提案説明をお願いします。

(中澤須坂市副市長)

はい。意見交換というか、何か御意見があればお聞きしたい、こちらの方からも聞かせていただきたいということで、提案をさせていただいたものであります。これは、事前に須坂市から市長会事務局を通じまして、各市の非常勤職員の処遇についての調査をお願いしたわけでありまして、お手元の方に資料をまとめていただきました。本当に、皆さん、明確にお答えをいただきまして、ありがとうございます。本当に参考になります。

皆さん御存じのとおり、国で働き方改革の一環として、今年度、地方公務員法や地方自治法の一部改正が行われたわけでありまして、32年の4月からはこの法律が施行されるというように示されております。各自治体の非常勤職員については、32年の4月からですから、約2年後からは会計年度任用職員として任用するということになると思っております。

そこで、国が進めている同一労働同一賃金などの制度について、今からの確に把握をさせていただいて、そして必要な準備を進めていくためにも、今日は国が示したこの新制度について、極めて大きな改革でありますので、県市町村課から要点で結構ですので、御説明いただきたいと思っております。

また、同一労働同一賃金を背景にした正規職員と、それから会計年度任用職員との賃金体系については、各市の状況を把握するとともに、今後どのように改善していく方がいいのか。統一するということはありませんけれども、それぞれ各市が認識を共有させていただくことが大事ではないかと、このように思って提案をさせていただいたものであります。

特に、嘱託職員の割合が高い保育士でありますけれども、今後の保育士不足に対応するためや、また、責任の度合いや業務の明確化に向けて取り組んでいくということ。それか

ら、処遇改善に向けて各市の状態についてお聞かせをいただいで参考にしてまいりたいと、このように思っています。

これらについては、市町村課からの説明をいただいた後に、この調査票を基に意見交換の中で私の方から補足を、できれば2、3の質問をさせていただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(樋口座長)

それでは、まず、県の方から、会計年度任用職員制度について、概要だけ少し説明していただけますか。

(竹内市町村課長)

はい。それでは、資料1の1をお願いいたします。資料1ページは、会計年度任用職員制度の法に係る地方公務員法等の一部を改正する法律の概要をまとめたものでございます。

地方公務員の臨時・非常勤職員につきましては、多様化する行政需要に対応するために職員が増加している一方、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことや、労働者性が高いことであっても、期末手当が支給できないなどの課題があったところでございます。このため、昨年5月に地方公務員法等の一部が改正されまして、特別職や臨時的任用の厳格化、あるいは会計年度任用職員制度の創設、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されたところでございます。

総務省におきましては、平成32年4月1日の改正法施行に向けまして、地方公共団体における会計年度任用職員制度導入に向けた事務処理マニュアルを昨年8月に作成し、これを受けて、県では昨年10月、岡谷市におきまして県内市町村等を対象に説明会を開催し、総務省公務員部の理事官から、事務処理マニュアルの詳細につきまして御説明をいただいたところでございます。

資料の2ページは、10月の説明会でも説明しました、事務処理マニュアルに整理されました各団体における会計年度任用職員制度の導入に向けた想定スケジュールとなっております。ポイントについて、説明をいたしたいと思ひます。

まず、臨時・非常勤職員の実態把握でございます。会計年度任用職員制度への移行にあたりましては、その任用、勤務条件の統一的な取り扱いが必要でございます。人事当局におきまして、教育委員会や議会事務局等を含めた団体全体における全ての機関の把握が必要となっております。そのうえで、臨時・非常勤職員全体の任用根拠の適正化、それと会計年度任用職員制度の整備が必要となっております。

なお、特別職非常勤職員につきましては、任命権者の指揮監督下に入らず、労働者性が低い者に限定されること。また、臨時的任用職員につきましては、常勤職に欠員が生じた場合に、フルタイムで任用できる特例的なものということで厳格化されておりますことに

御留意いただきたいと思います。なお、これらに該当しない者につきましては、すべて会計年度任用職員制度への移行が必要となっております。

なお、制度の整備にあたりましては、例えば募集・採用にあたっては、客観的な能力の実証を行う必要があること。また、フルタイムの会計年度任用職員の給与水準につきましては、類似する職務に従事する常勤職員との権衡を踏まえて定める必要があること。職員の任期が6か月以上である場合には期末手当を支給すること。さらに、育児休業や部分休業は会計年度任用職員にも適用されるため、関係条例の整備が必要であることなどに留意が必要になってまいります。

こうした会計年度任用職員の勤務条件につきましては、職員団体から交渉の申入れがあった場合にはそれに応じる必要があること、職員団体との協議については、平成32年4月からの会計年度任用職員の採用にあたりましては、早いところでは平成30年度中に必要な協議を行うなど、丁寧な説明が必要であることにも御留意いただきたいと思います。

県といたしましては、県内市町村等における会計年度任用職員制度が円滑に導入されますよう、現在、工程表の作成などにつきまして支援を行っているところでございます。各団体の進捗状況を踏まえながら、今後とも必要な助言を適時適切に行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

(樋口座長)

何か質問はございますか。どの市でも、これから32年度までに取り組まなければいけない課題ではあります。これは特に意見交換という内容でも多分ないのだろうなと思いますので、申し訳ないのですけれども時間が迫っていますので、今回はこの程度で止めさせていただきたいと思うのですけれども、よろしいですか。何かこれだけは聞いておきたいと、もし、ございましたら。

(中澤須坂市副市長)

そうですね。非常に、これは参考になる内容だと思いますけれども。大変ありがとうございました。この中で、私が感じた点。これは、皆さん方が32年の4月に向けて、会計年度任用職員の処遇改善等について、これから検討されていくということだと思います。私どもの参考のために聞かせていただきたいのですが。

嘱託職員の賞与についてですね。今度の制度では期末手当は支給するのだと、このように示されておるわけでありますが、賞与について今のところ全く支給していない市も、これは当然あっていいわけであります。高いところでは、松本市さんが4.3か月、伊那市さんが4.1か月、そして駒ヶ根市さんが一般事務で3.14か月、保育士が4.3か月ということですから、これはまさに正規職員の期末勤勉手当の支給とほぼ同じと言いますか、同等程度が支給されているということで、このところでお聞きしたいのですけれども。

また、駒ヶ根市さんの例ですけれども、一般職よりも保育士の方が賞与を相当支給して

いる、高いのは間違いないのですけれども、それでもまだ保育士の方を高く支給している。これは、やはり保育士が不足していることに対応するというような意味なのだろうか。それとも、保育士の方がいわゆる業務が大変であるからと、そのような意味なのかどうか。この一般職がこのように変えられた点について、もし分かればお聞きしたいということと。それからもう一つ、期末手当だけではなくて勤勉手当分までが支給されるような形になるかと思います。職員以上ですから。職員の期末手当以上に支給されているわけですから。これは職員と同等の支給をするという考え方から、やはりこのようにされているのか。この点についてだけ、お聞かせ願えれば大変ありがたいと思っております。駒ヶ根市さん、お願いします。

(樋口座長)

では、要点だけ、できるだけ簡単をお願いします。

(堀内駒ヶ根市副市長)

これもだいぶ前から、駒ヶ根市の場合、この支給をやっております。やはり保育士の場合は、ほとんど正規の保育士と同じ仕事をしているので、同じ扱いをしているということでございます。その関係で、一般職と差をつけていないという考え方でございます。

(樋口座長)

よろしいですか。

(中澤須坂市副市長)

一般職と全く同等の扱いということで、勤勉手当について分かりました。

(樋口座長)

ここで、竹内課長さんをはじめ、市町村課の皆さんは他の公務のため退室されます。今日は本当にありがとうございました。

それでは、ここで10分間ほど休憩を取りたいと思います。3時20分からということでお願いいたします。

(休憩)

Ⅲ 事務局提出議題

(樋口座長)

それでは会議を再開します。

次に、Ⅲ「事務局提出議題」協議事項に移ります。

(1) 協議事項

ア 長野県市長会処務給与規則の一部を改正する規則(案)について

(樋口座長)

はじめに、(1)ア「長野県市長会処務給与規則の一部を改正する規則(案)について」を事務局長から説明願います。

(市川事務局長)

それでは、はじめに長野県市長会処務給与規則の一部を改正する規則(案)について御説明申し上げます。資料2をお願いします。

まず、改正の理由ですが、市長会事務局職員に係る給与、旅費、勤務時間等につきましては、本会が設立されました昭和33年から長野市さんの規定を準用すると、「長野県市長会事務局規則」に定められており、また、「長野県市長会処務給与規則」において、給与については「長野市職員の給与に関する条例」及び「同規則」を準用すると規定されております。

このたび、この長野市さんの条例及び規則の一部が改正・施行されたことに伴い、本会の庶務給与規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、事務局職員の職名に「担当係長」を追加し、「主任主事」を削除し、級別職務分類表を改めるものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日を予定してございます。

2ページは改正文でございますが、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

右が現行でございますが、第2条におきまして「主査、主任主事」を「担当係長、主査」に改め、第3条第4項におきまして「主査」を「担当係長」に、第5項におきまして「主任主事」を「主査」に改めるものでございます。

4ページは、級別職務分類表の改正に係るもので、1級、6級及び8級以外の級におきまして、記載のとおり、標準的な職務の名称等を改正するものでございます。

資料の5ページ、6ページは現行の規則、7ページ、8ページは改正後の規則の全文でございます。参考までに添付をさせていただきました。

説明は、以上です。

(樋口座長)

ただいまの事務局長の説明に対し、御質問・御意見等はございますか。

特にございませんので、事務局の説明のとおり了承することに御異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

では、そのようにさせていただきます。

イ 全国市長会評議員の選出に係る申し合わせ事項(案)について

(樋口座長)

次に、イ「全国市長会評議員の選出に係る申し合わせ事項(案)について」、事務局長から説明をお願いします。

(市川事務局長)

資料3をお願いします。

本会からの全国市長会評議員4名の選出につきましては、これまで市長就任の早い市長さんから、慣例により、2年の任期で順次選出をしてきたところではありますが、現在の評議員の任期は、本年6月の全国市長会議までとなっております。

本年4月の総会において選出する次期評議員につきましては、現在の市長さん方全員が評議員として選出されたこととなりますことから、評議員経験者の中からの選出を余儀なくされますので、新しいルールづくりが必要となっております。

資料の4ページを御覧いただきますと、右の全国市長会の欄で赤字表記が評議員関係ですが、全員の市長さん方が就任済あるいは就任中であることがお分かりかと思えます。

そこで、お戻りいただき2ページですが、全国市長会の評議員につきましては、原則として、市長就任後これまでに評議員に選出されていない市長さんのうち、市長就任の早い市長さんから順次、選出を行います。これは、これまでどおりの選出方法でございます。

これにより選出数に満たない場合は、これまでに選出されたことのある市長さんのうち、市長就任の早い市長さんから順次、選出したいと思えますが、全国市長会の評議員を除く役員及び相談役、並びに本会の正副会長及び相談役に就任している、もしくは就任予定の市長さんは除きたいと考えております。

全国市長会の役員及び相談役は、それぞれの役職の職務がありますし、評議員との兼務は全国市長会の会則上、馴染まないものとされています。

また、本会の正副会長は、本会を代表して県内はもとより、北信越等においても数多くの役職を担っていただいておりますことから除くこととし、相談役につきましては、本会の会長経験者に就任いただいておりますので、会長として御苦勞いただいたことを考慮して除きたいという考えでございます。

御参考までに、3ページには東海・北信越各県市長会の評議員選出方法を整理させていただきました。

これによれば、評議員への複数回就任市長がないのは本会だけであり、除外市長さん

につきましては、市長会正副会長、全国市長会の役員としている市長会が多いと言えます。

2 ページにお戻りいただきまして、3 の評議員の任期ですが、従前どおり慣例により2年としますが、除外する本会正副会長等の任期との整合を図るために、現在の評議員であります池田中野市長さん、加藤長野市長さん、金子諏訪市長さん、そして小泉小諸市長さんには、過渡期の特例としまして、恐縮ですが30年度も引き続き御就任いただき、3年とさせていただきますと考えております。

なお、この申し合わせは、新年度4月1日からの適用を予定しております。

また、昨年11月定例会の役員会において、この案のとおり提案することは了承されておりますので、申し添えさせていただきます。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

(樋口座長)

ただいまの、事務局長の説明に対し、御意見・御質問等がございますか。

特になさいますので、事務局の説明のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり)

(樋口座長)

では、そのようにさせていただきます。

(市川局長)

4市の総務担当部長さん方におかれましては、各市にお戻りになりましたら、2月1日の定例会前に、市長さんにお話しをしておいていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

(2) 報告事項

平成30年度長野県市長会事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について

(樋口座長)

次に、(2)報告事項に移ります。

平成30年度長野県市長会事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について、事務局長から説明願います。

(市川事務局長)

平成30年度の長野県市長会の事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)につきまして、御説明申し上げます。

この事業計画（案）及び予算（案）につきましては、現段階では事務局案でございますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、平成30年度の事業計画案でございますが、資料4をお願いいたします。

まず、1ページの市長会の開催の（1）総会ですが、第142回総会につきましては、4月19日（木）に自治会館での開催を予定しております。

第143回の総会につきましては、8月23日（木）、24日（金）の日程で松本市での開催を予定しております。松本市さんには大変お世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。

（2）の定例会は、記載のとおり、例年にならって予定しております。なお、6月の定例会はこれまでどおり、全国市長会議等の開催に合わせて東京での開催でございます。

（3）の部会でございますが、総会等で議論をいただきました案件につきまして、四つの部会で県の部課長さんとの意見交換をさせていただいております。記載の10月22日（月）と24日（水）の両日の日程で、開催を予定しております。

（4）の役員会ですが、4月と8月の総会、そして11月と2月の定例会の前段での開催でございます。

（5）の知事との懇談会につきましては、各部会の意見交換を踏まえた中でテーマを絞り、11月22日（木）、11月の定例会の開催日に予定しております。

（6）のその他ですが、第172回北信越市長会が5月10日、11日の両日、福井県あわら市で、第173回総会が10月18日、19日の両日、東御市・上田市で開催される予定でございます。

第173回の開催日の変更につきましては、北信越市長会の申し合わせどおりの開催日の設定だったとはいえ、結果的に東御市さん、そして上田市さんには大変御迷惑をおかけしました。この場をお借りして、お詫びを申し上げます。

全国市長会議及び全国都市問題会議につきましては、記載のとおりでございますが、4ページ、5ページの方に関係資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

2ページの2の市長会が招集する主な会議でございます。

最初に、（1）の副市長・総務担当部長会議ですが、7月6日（金）東御市の開催を予定しております。東御市さんには、北信越市長会の総会に加えてお世話になります。よろしくお願いいたします。来年の当会議ですが、1月25日（金）、これまでどおり自治会館で予定させていただきます。

（2）の事務研究会ですが、6ページを御覧いただきたいのですが、会計管理者会議以下、記載の19の研究会を事務局開催のものを除き、各市持ち回りで開催させていただいております。各市の皆様のお手を煩わせますが、何分の御協力をいただきたいと思います。

次に、3の要請活動から3ページの9のその他までは、記載のとおりでございます。

事業計画につきましては以上でございますが、7ページにただいまお話し申し上げました30年度の市長会に関わる会議の開催予定を一覧にしておりますので、後ほど、御確認をお願いしたいと思います。何かと公務御多忙の中ではございますが、日程の調整等に御配慮いただきますようお願いを申し上げます。

なお、昭和33年、1958年5月に本会が創立されて、今年はちょうど60周年となります。節目の年ではありますが、10年前の50周年の時も特別な事業は実施しておりませんので、今回も特別な事業は実施しないこととしております。

続きまして、平成30年度の歳入歳出予算案について御説明申し上げますので、資料5をお願いいたします。

1ページをお願いします。一般会計の歳入予算額、歳出予算額は、同額の9,709万7,000円で、今年度に比べますと13万8,000円、率にして0.1パーセントの減となっております。

2ページでございます。歳入の部でございますが、主な歳入につきまして御説明申し上げます。

1款、負担金は5,995万6,000円。1項各市負担金につきましては、昨年11月の定例会におきまして御承認いただいた1,991万4,000円でございます。今年度と同額でございます。

資料の5ページ、6ページの方に市別の負担額の一覧等を整理しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

2項、関係団体負担金は4,004万2,000円で、付記にありますように、人件費や部屋代等につきまして、交通災害共済組合から30パーセント、市町村振興協会から35パーセント、残りの35パーセントを市長会で負担し、共通経費として支出することになります。

2款、受託収入は2,656万7,000円で、各市と市長会で委託契約を結び、軽自動車協会への軽自動車税申告書取扱委託料及び申告書印刷分として、1件35円をいただく他、軽自動車税電子データ化で1件75円をいただくものなどがございます。今年度に比べまして、7万1,000円の微減となっております。

3款、交付金は124万円で、記載のとおりです。

4款、繰越金は前年度繰越金で、900万円を見込んでございます。

雑収入33万4,000円を加えまして、歳入総額は9,709万7,000円となります。

次に、3ページ、歳出の部でございますが、主な歳出について御説明申し上げます。

1款、会議費は259万2,000円で、総会、定例会等に係る経費でございます。今年度に比べて、19万4,000円の減でございます。

2款、事務局費は8,163万8,000円で、今年度に比べて124万3,000円の減でございます。

項別には増減がございますが、全体的には今年度並みと考えてございます。

4ページ、3款、事業費でございますが、事務研究会の助成等の経費で139万6,000円。4款、負担金、補助及び交付金は817万2,000円で、357万円の増でございます。これは、

付記欄の2項目にありますように、本年10月に東御市・上田市において、第173回北信越市長会総会が開催されますことに対しまして、これに係る交付金350万円を計上したことによるものでございます。

6款、繰出金は220万円で、内訳は職員退職積立金特別会計へ120万円と、財政調整積立金特別会計への100万円でございます。

7款、予備費109万8,000円を加えまして、歳出総額9,709万7,000円となります。

次に、7ページでございます。職員退職積立金特別会計歳入歳出予算でございますが、歳入予算額、歳出予算額ともに、1,013万7,000円でございます。

内訳は8ページになりますが、歳入の部では一般会計より120万円を繰り入れることとしております。また、歳出の部では、当面取り崩す予定がありませんので、予備費に計上してございます。

次に、9ページをお願いします。財政調整積立金特別会計歳入歳出予算でございますが、歳入予算額、歳出予算額ともに、1,835万8,000円でございます。

内訳は10ページとなっております。歳入の部では今年度同様、一般会計より100万円を繰り入れることとしてございます。また、歳出の部では、当面取り崩す予定がございませんので、予備費に計上してございます。

今、私が申し上げました事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）につきましては、今日現在の事務局案ということで、御承知おき願えればと思っております。説明は以上です。

（樋口座長）

はい。ただいまの報告に対しまして、御質問はございますか。

特にないようですので、報告事項ということでよろしく願いいたします。

IV その他

全国市長会・全国都市職員災害共済会の保険事業について

（樋口座長）

次に、その他に移りますけれども、「全国市長会・全国都市職員災害共済会の保険事業について」を、事務局長から説明をお願いします。

（市川事務局長）

それでは、資料の6をお願いします。毎年この会議において、この件についてお願いをしているところでございますが、全国市長会・全国都市職員災害共済会の保険事業の関係で、資料6の1ページです。

1の全国市長会損害保険でございます。毎年9月頃に担当国会議を開催しまして、制度について説明を行っているところでございますが、未加入の市におきましては加入の検討をお願いするとともに、加入をいただいております市におきましては、年々事故に対する

賠償額・補償額が高額化する傾向もございますので、万が一に備え、契約内容を見直していただき、より高額補償のタイプへの変更も考えていただきまして、十分な備えをしていただければと思っております。

御覧のとおり、全国市長会の関係では5種類の保険がございますが、(1)の市民総合には「個人情報漏えい特約」が、(3)の予防接種には「健診特約」があります。また、(5)の防災・減災費用保険につきましては、昨年、19市の防災担当課長さんを対象としましたアンケート調査結果を基に、保険料、補償内容等の見直しを長野県市長会から全国市長会に申し入れてございますが、その後の具体的な見直しについては、これまで回答がございません。

2ページの2の全国市長会団体定期保険から、5の全国都市職員災害共済の火災共済・自動車共済につきましては、別添としましてパンフレット等をお手元に申し上げてございますが、こちらの方も毎年10月に担当者会議を開催しまして制度の説明を申し上げておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

これらは、個人加入の任意の保険や共済であること、また、行政改革等により職員数が減少していることなど、そういった複数の要素によりまして、加入が伸び悩んでいる現状がございます。特に5の全国都市職員災害共済会の関係では、全国市長会が全国各市の要望に応じて設立しました生活協同組合で、都市職員のための火災と自動車の共済制度でございます。この制度は退職後も引き続き加入できますので、各市におかれましては、更なる加入促進に御協力を賜ればと思っております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

(樋口座長)

ただいま、保険の関係の説明でございましたが、御質問ございますか。また、それぞれの市で御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この際、御出席の皆様から、特に御発言等がございましたらお受けしたいと思ひますけれども、いかがですか。

(堀内駒ヶ根市副市長)

すみません。では、その他ということで。最後に、貴重な時間をいただきましてすみません。

会議の進め方について、提案ということでお手元の資料に書かせていただきました。

私も副市長になって、今2期目、6年目になります。この会議は5回目になりますけれども、実際、この会議そのものは年に2回しか、副市長・総務部長会議というものはないのです。いわゆる要望事項を審議するためだけにほとんど終わっているということで、もう少し別のことができないのかといつも感じているところでございます。

ここに書いてあることは、基本的に国や県への要望は、法律や要綱などのいわゆる解釈に誤りがなければ、要望してはいけないということはないと思ひます。今回もほとんど採

損だと思えますけれども、特別にすでに終わっているものや、法的にここは解釈がおかしいのではないかというようなものは、やはり吟味をしっかりとする必要があると思うのですが、それぞれの市町村が国・県に要望したいということであれば尊重すべきではないかと私とすれば思っております。

こういった進め方において、一つのやり方ですけれども、議題の中で、事前に、当日しっかり議論をしてほしいものと、それから言葉だけを少し修正した方がいいのではないかと、あるいはこれは特に議論をする必要もなく市長会へ上げましょうという一言で進めていけば済むもの。今回の中間ごみ処理や例えば公共事業の予算の拡大など、やはり皆が思っているようなものは特に議論をする必要はないのではないかと思います。

そうすることによりまして、時間の短縮をもう少し図って、案としては空いた時間ということでもありますけれども。一つには講演会。この長野には国の機関等も結構ありますので、そういった長、あるいは経済界、商工会議所の会長さんもいらっしゃいますし、大きな会社の社長さんなどもいらっしゃいます。経済情勢、その他のお話をさせていただいて、県の関係では副知事や部長との意見交換や、それからなかなか各市のそれぞれの取組というものは他の皆さんはいろいろ知っているかもしれないのですが、19市がそれぞれ特色のある取組を、このようなことをやっているよといういわゆる自慢をしたいようなこと、あるいは他の市で取り組んでいて自分の市でも参考になるようなことの、やはり情報交換をこのようなところでした方がいいのではないかと私は思っているのです。そういったことが一切、今はできない、できていないということですね。

それから、先ほど須坂市さんからありましたこの問題で、任用職員というような課題で、もう少し、30分ぐらい取って議論をしたいという、もし課題があれば、そういったものに対してはやるなど、そういった形で実質的にその議題を国に上げるか、県に上げるかということは、基本は上げるということだと思っておりますよ。上げるということはおかしいということを落とすことであって、上げてはいけないということはないのだから、そのようなことはそれほど時間をかけずに、やはりもう少し実のあるといいますか、内容のあるものにしたらどうかということは、私はこれに今まで5回出ていて、ずっと思っていたことで、5回目にして発言をさせていただきました。

長野市以外でやる場合も、やはり時間、やり方が違うと思いますので、その地域の皆さんたち、あるいは郷土史なども専門家の皆さんのお話を聞くと非常に楽しいと思っておりますので、そういったこと、現場見学などの時間を入れてもらえればということをお思っております。

これは、だから、進め方の中で少し皆さんと議論をしていただければうれしいかということ、それからここには書いていないのですけれども、この中に総務部長さん、担当部長さんが来ているのですが、はっきり言って発言することは1回もないのです。この会議の中では、事務方の一番トップが来ていて、一切発言する機会がないということもどうかという中では、少しやはり意見交換という、今まで懇親会という形で終わったあとに飲

み会があったのですけれども、それがなくなってしまったということで、懇親会の席があれば総務部長さん同士、1時間でも2時間でも、そのような意見交換ができたりもするのではないかと思います。

この会議の進め方と、懇親会の、いわゆる意見交換会の時間をぜひ復活をしていただければうれしいという2点を、私の提案ということでさせていただきます。できれば、皆さんの御意見を伺って、来年以降変えることができるのであれば、そのような形で進めていただければと思いますので、お願いします。

(樋口座長)

今、具体的に駒ヶ根市さんの方から御提案がありましたけれども、これについて御意見いかがでしょうか。

(佐藤飯田市副市長)

はい。非常に前向きな提案をいただいたと思っております。私は2期目で、かれこれ6年ぐらい出ていますけれども、だんだん提案内容も整理されていったというか、毎年、例えば、飯田市から何を出そうかという感じにもなっているということもあります。

御提案いただいたように、まず、今日、冒頭の市川事務局長が御挨拶の中でおっしゃっていたとおり、総会に上げるものなのでしっかり議論いただくということは、それはそれで大事なことだと思いますけれども、進め方の工夫は多分できるでしょうということで、今日御提案いただいたようなことを一つのきっかけに、時間短縮の検討をぜひしていただいて、空いた時間についてはこの例示で1から4まで挙げていただいていますけれども、3や4の、やはり課題や、どういった、今、取組をしているかということは、せっかく集まっているので、意見交換や情報交換をぜひしたいという気もします。今日の御提案をベースに、事務局の方で御検討いただけるとありがたいと思います。

(樋口座長)

他は、いかがでしょうか。

(中澤須坂市副市長)

はい。私も2期目なのですけれども、今おっしゃられた駒ヶ根市さん、それから飯田市さんと全く同じです。

特に、1番の現状に対する意見・提案ですよね。これは、確かに一部直すなどの部分もありますけれども、それは逆に言うと、各市で事前に配布されていますから、しっかり見ていただいて、ここだけは意見を述べたい、このところはこうだという部分だけもしあれば、述べてもらうような形にすれば、本当に時間短縮になると思います。このあたりを探っていただきまして、空いた時間については、駒ヶ根市さんの、本当に提案どおりで私

はいいと思っています。

このように、もし可能であれば、変えていただければ大変ありがたいので、ぜひ、駒ヶ根市さんの提案のような形で、私もお願いできればと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

(樋口座長)

他に。あまり時間がないのですけれども。

(小池佐久市副市長)

基本的に、私もこの提案に賛成です。議題につきましては、それぞれの市で提案した部分の全ての項目について、それぞれの市でしっかり検討すればいいということもあろうかと思ひます。しっかりと、それはあらかじめ出すことによって、今以上に案件についてのメリハリをもっとつけてもいいのではないのかと思っています。以上です。

(樋口座長)

他はいかがですか。それでは、今、頂戴した御意見、並びに駒ヶ根市さん、飯田市さんからの具体的な書面での提案を含めまして、事務局の方でまたお考えください。

(市川事務局長)

ただいま、駒ヶ根市の堀内副市長さんからの御提案に対しまして、御賛成の副市長さん方の御意見もお聞きしたところでございますが、本来の副市長会議でやるべきことは必ずやっていたきたいということが事務局側の立場でございます。それをどう簡略化できるかといったことについては、現状を、「今、このような実態でやっていますよ」というようなものも皆さん方にお示す中において、具体的にどこをどうやれば、御提案のようなのできるのか、それぞれの意見をお聞きしたいと思ひますので、改めて文書照会させていただきます。

書類審査だけ、書類上の処理だけという話になりますと、誠に申し訳ないのですが、非常に時間がかかります。やはり私どもとすれば、このまま一堂に会した場において、右か左か、それを出していただきたいということがありますので、この点は譲れません。

その辺の現実の運用等も考えながら、今後、皆さん方の、また改めて御意見をお聞きした上で、何がどうできるのか、検討させていただきたいと思ひております。

(樋口座長)

基本的に、この会議というものはオーソライズする機能を持っている会議だと思ひますので、その部分についてはやはり大事にしていく必要があるのだろうと思ひる反面、大変皆さんもお忙しい中、冬のこのような凍っている路面を来ていただいているような状況を考

えますと、当然のことながら、この会合について有意義なものにしたいというお気持ちは共通のものだと思っています。また、事務局長中心に御検討いただきながら、場合によっては、その辺の検討にも参加していくような形の中で、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。おかげさまで、ほぼ予定どおりに終了することができました。感謝申し上げます。

以上で、座長としての職務を終了させていただきます。ありがとうございました。

(百瀬事務局次長)

樋口副市長さん、大変ありがとうございました。以上で、本日予定されました案件はすべて終了いたしました。長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

これをもちまして、副市長・総務担当部長会議を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

了